# 桂川町 第2期男女共同参画基本計画









令和3年3月 桂 川 町

## はじめに

本町は、「文化の薫り高い心豊かなまちづくり」を基本理念として、「第6次桂川町総合計画」では「自然と文化が息づく笑顔あふれるまち"けいせん"」を将来像とし、町づくりひとづくりを推進しています。

総合計画では、教育・文化・スポーツ分野の政策として、「人権が尊重される地域社会づくりの推進」、その施策として、「男女共同参画の推進」を掲げ、性別や世代を問わず、男女共同参画についての理解の増進、意識の啓発を図ります。



また、人権が尊重される社会の実現のため、DV(配偶者からの暴力)の根絶に向けた取組を行い、女性の能力発揮促進のための支援などによって、地域社会の活性化を図ります。

併せて、産業分野の政策では「多様な人材が活躍する、活力のある商工業の振興」 を掲げ、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方が理解される地域社会となるよ う取組を進めてまいります。

第2期となります、本計画の基本理念「すべての人が互いに尊重し、自分らしく輝けるまち "けいせん"」を実現するため、①互いに認め合い尊重し合う社会づくり、②仕事も家庭もともに担う社会づくり、③地域社会に積極的に参画する社会づくり、という3つの基本目標を定め、各施策の推進に努めてまいります。

町民の皆さまをはじめ、各事業所様など一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びになりますが、この計画策定にあたり、ご尽力いただきました「桂川町男女 共同参画施策推進協議会」の皆さまをはじめ、ニーズ調査等を通じて、ご意見をい ただきました関係機関や町民の皆さまに心からお礼申し上げます。

令和3年3月

桂川町長 井上 利一

## 目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
第1節	節 計画策定の背景と趣旨	1
第2額	節 計画の位置付け	3
第3節	節 計画の期間	3
第4節	節 計画の策定方法	3
第2章	男女共同参画を取り巻く状況	4
第1節	節 人口・世帯ならびに女性の就業の状況	4
1	年齢人口構成の推移	4
2	年齢3区分別人口構成の推移	5
3	世帯構成の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
4	女性の就業の状況	10
第2額	節 町民アンケート結果の概要	11
1	調査の概要	11
2	調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第3章	計画の基本的な考え方	25
第1節	節 基本理念	25
第2節	節 基本目標	26
第3節	節 施策の体系	27
第4章	施策の内容	28
基本目	目標1 互いに認め合い尊重し合う社会づくり	
1	男女共同参画の意識づくり	28
2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	29
3	性の尊重と暴力の根絶	
基本目	目標2 仕事も家庭もともに担う社会づくり	33
1	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	33
2	家庭や職場における男女共同参画の促進	34
基本目	目標3 地域社会に積極的に参画する社会づくり	
1	地域社会における方針決定過程への男女共同参画の促進	37
2	地域社会への男女共同参画の促進	
管理技	指標	40

第5章	章 計画の推進に向けて	41
第 1	1 節 庁内推進体制の充実	41
第 2	2節 町民・事業者などとの連携の推進	41
第3	3節 国、県、他市町村との連携及び協力	41
第 4	4 節 計画の進行管理	41
資料網	編	42
1	桂川町男女共同参画推進条例	
2	桂川町男女共同参画施策推進協議会設置要綱	46
3	福岡県男女共同参画推進条例	47
4	男女共同参画社会基本法	49
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	52
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	59
7	男女共同参画の推進に関する年表	65
8	桂川町男女共同参画施策推進協議会委員名簿	69
9	計画策定の経緯	69

# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 計画策定の背景と趣旨

「男女共同参画社会基本法」では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。男女が個人として尊重され、性別に関わりなく自己の能力を自らの意思に基づいて発揮でき、あらゆる分野に対等な立場で参画し、ともに責任を負う社会です。

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等が謳われ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が国際社会の動きとも連動しながら着実に進められてきました。平成11年、「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と国、国民、地方公共団体の責務が明らかにされました。近年においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV防止法」)、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」)、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」などが施行され、多様な課題に対する新たな取組が職業分野や政治分野にも求められています。さらに、平成27年の国連サミットで採択された SDGs(持続可能な開発目標)は17の目標から構成されていますが、その目標のひとつとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、そのための取組の推進の重要性が国際的にも高まっています。

桂川町では、平成28年度に「桂川町男女共同参画基本計画」を策定し、平成29年3月には、「桂川町男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画の基本理念と、その推進に関するさまざまな施策を体系化し、総合的に事業を進めてきました。

このたび、「桂川町男女共同参画基本計画」の計画期間が令和2年度をもって終了となることに伴い、社会状況や桂川町の取組の状況及び町民の男女共同参画に対する意識を踏まえ、今後桂川町でだれもが活躍できる社会をめざすため、「桂川町第2期男女共同参画基本計画」(以下、「本計画」)を策定します。

#### 【男女共同参画をめぐる世界の動き】

国連では、昭和50年を「国際婦人年」、その後10年間を「国連婦人の十年」とし、女性の地位向上や男女平等への取組を進めてきました。昭和54年には「女子差別撤廃条約」が採択され、締約国に対し、女性へのあらゆる差別の撤廃のための措置を求めました。

平成7年には第4回世界女性会議が開催され、すべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意した「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。平成12年には「女性2000年会議」が開催され、「北京宣言及び行動綱領」の実施状況を検討・評価し、女性の人権に関する成果文書が採択されました。その後、平成17年の「第49回国連婦人の地位委員会」(通称「北京十10」)、平成22年の「第54回国連婦人の地位委員会」(通称「北京十15」)で「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議」成果文書の実

施状況が確認・評価されました。平成27年に開催された「第59回国連婦人の地位委員会」 (通称「北京十20」)では、「北京宣言及び行動綱領」の進捗が遅いことが指摘され、具体 的な行動を取ることが表明されました。

平成27年9月の国連総会において、持続可能な開発のために必要不可欠な、向こう 15年間の新たな行動計画として「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための 2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標(SDGs)が示されました。そのひとつとして、ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行うことが掲げられました。

#### 【男女共同参画をめぐる日本の動き】

日本では、国連が昭和50年を「国際婦人年」と定めたことを契機とし、婦人問題企画推進本部が設置され、昭和52年に国連の「世界行動計画」を踏まえた「国内行動計画」が策定されるなど、男女共同参画に関するさまざまな国内法が整備されてきました。昭和60年には「女子差別撤廃条約」が批准され、翌年に「男女雇用機会均等法」が施行されました。

その後、平成8年に「男女共同参画2000年プラン」が策定され、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。この法律に基づき、平成12年に「男女共同参画基本計画」が閣議決定され、その後5年ごとに見直しが行われ、令和2年には「第5次男女共同参画基本計画」が策定されました。

男女共同参画の個別の課題に対する取組としては、平成4年に「育児休業法」、平成7年に同法を改正し介護休業制度を法制化した「育児・介護休業法」が施行され、男女共同参画との関わりが深い育児や介護について支援制度の整備が進められています。女性への暴力を防止する取組としては、平成12年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(以下、「ストーカー規制法」)、平成13年に「DV防止法」が施行されました。また、平成27年には「女性活躍推進法」が施行され、働く場での活躍を希望する女性の個性と能力が発揮された社会の実現のための取組が推進されています。平成30年には、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすことなどを基本原則とする「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。

#### 【男女共同参画をめぐる福岡県の動き】

昭和53年、「福岡県婦人関係行政推進会議」と「福岡県婦人問題懇話会」、昭和54年に「婦人対策室」が設置されました。昭和55年には「婦人問題解決のための福岡県行動計画」が策定されました。平成8年には「福岡県女性総合センター あすばる」(福岡県男女共同参画センター あすばる)が開館し、県内の男女共同参画に関する拠点づくりがなされました。平成13年、「福岡県男女共同参画推進条例」が制定されました。平成14年にはこの条例に基づき、「福岡県男女共同参画計画」が策定され、その後5年ごとに見直しが行われ、平成28年には「第4次福岡県男女共同参画計画」が策定されました。現在、「第5次福岡

県男女共同参画計画」の検討が進められており、令和3年中に策定される予定です。

第1節 計画策定の背景と趣旨/第2節 計画の位置付け/第3節 計画の期間/第4節 計画の策定方法

平成25年、被害者の総合的な支援が1か所で実施できるワンストップセンターとして「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設され、さらに、平成31年3月には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けて先進的な取組が始まりました。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、平成29年に制定された「桂川町男女共同参画推進条例」第3条の基本理念を踏まえて、第4条の町の責務に基づき、第10条に規定する男女共同参画に係る基本計画として策定するものです。

また、本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」に位置付けられた計画であり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。さらに、本計画は、「DV防止法」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」、及び「女性活躍推進法」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」としても位置付けます。

本計画は、桂川町における上位計画である「第6次桂川町総合計画」との整合を図りつつ、 男女共同参画の施策を総合的かつ計画的、効率的に推進するために、他の分野別計画とも連携し、桂川町の施策を男女共同参画の視点で横断的にとらえながら推進するものとします。

## 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。

## 第4節 計画の策定方法

本計画の策定を通して、行政と住民の関係や、行政自体の姿勢や仕組みを見直していくことが大切になるため、本計画については、18歳以上の町民のなかから2,000名を無作為抽出した住民アンケートを実施するとともに、町議会議員や男女共同参画に係る関係者、関係行政機関などで組織する「桂川町男女共同参画施策推進協議会」において審議します。また、パブリックコメント制度を活用して、住民の意見の反映に努めます。

#### 【桂川町男女共同参画施策推進協議会の日程と協議内容】

第1回 計画策定の趣旨と方法の説明 (令和2年 9月25日)

第2回 住民アンケート結果の報告 (令和2年10月30日)

第3回 計画骨子案の説明、協議 (令和2年12月 1日)

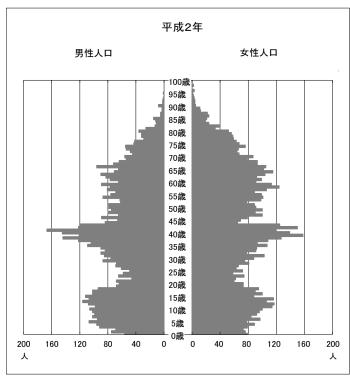
第4回 計画素案の説明、協議 (令和3年 1月22日)

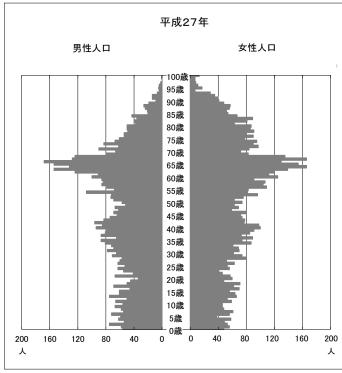
#### パブリックコメント(令和3年3月5日~3月18日)

# 第2章 男女共同参画を取り巻く状況

## 第1節 人口・世帯ならびに女性の就業の状況

### 1 年齢人口構成の推移





資料:国勢調査

平成2(1990)年の年齢人口 構成をみてみると、40歳代前半の 年齢層に大きな山があります。この 年齢層は、昭和22(1947)年 から昭和24(1949)年の第 1次ベビーブームの時期に生まれた、 いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる 人たちです。また、10歳代の年齢 層は、「団塊の世代」の子どもにあた る人たちで、大きな人口層となって います。

平成27(2015)年の年齢人口構成をみてみると、「団塊の世代」の人たちが60歳代後半となって、その多くがそのまま定住している様子がうかがえます。そのため、高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)が高まり、急速に高齢化が進行しています。

一方、「団塊の世代」の子どもにあたる年代は40歳代になりますが、 平成2(1990)年当時の10歳代の年齢層よりも大きく縮小していることから、その多くが転出したと考えられます。

この年齢層は子育て世代にあたりますが、「団塊の世代」などに比べると人口が少なく、また、未婚率の上昇もあり、子どもの数は急激に減少し、少子化が進行しています。

### 2 年齢3区分別人口構成の推移

桂川町の総人口は、国勢調査に基づく平成2年の14,182人から、平成12年には14,760人となり、その後減少に転じ、平成27年には13,496人となりました。

住民基本台帳(9月末現在)に基づく令和2年の総人口は、13,328人となりました。 国勢調査に基づく年少人口(0~14歳)は、総人口に占める割合でみると、平成2年に 19.9%であったものが、平成27年には12.8%に減少し、生産年齢人口(15~64歳)についても平成2年の63.5%から平成27年には57.1%に減少しました。一方、老年人口(65歳以上)の総人口に占める割合、いわゆる高齢化率は、平成2年には16.6%であったものが、平成27年には30.1%に増加しました。

住民基本台帳(9月末現在)に基づく令和2年の年少人口は1,643人、生産年齢人口は7,050人、老年人口は4,635人となり、年少人口の総人口に占める割合は12.3%、高齢化率は34.8%になりました。

桂川町では、急速に少子高齢化が進行している様子がうかがえます。

また、「団塊の世代」の子どもである第2次ベビーブームの頃に生まれた人が65歳以上の高齢者となる令和22年までの人口を推計すると、総人口は減少傾向となりますが、老年人口についても、令和2年以降、減少傾向になることが予測されます。

令和22年には、総人口が10,590人、老年人口が3,864人となり、高齢化率は、36.5%に達することが見込まれます。

#### 実績 推計 14,667 - 14,760 14,535 15,000人 40% 14.182 13,863 36.1% 13,496 13,328 35% 12,674 36.5% 36.1% 35.5% 2,649 34.8% 2.346 11,988 3,173 11,285 3,438 30% 10,590 3,545 30.1% 10,000人 4.065 25% 4,635 25.6% 4,570 4,332 19.9% 23.7% 4,007 18.1% 20% 21.6% 3,864 14.7% 17.5% 15% 12.9% 16.6% 12.8% 12.4% 12.3% 12.3% 12 2% 12 2% 11.9% 5,000人 10% 8,999 9,414 9.369 9,217 8.592 7.694 7.050 6,554 6,224 5,885 5% 5.432 2,824 2,558 2,167 1.880 1.719 1,725 1,643 1,550 1,432 1,393 1.294 0人 0% 平成7年 平成12年 平成17年 平成22年 平成27年 令和2年 平成2年 令和7年 令和12年 令和17年 令和22年

<年齢3区分別人口構成の推移>

□□□□□ 生産年齢人口(15~64歳)

■ 老年人口(65歳以上)

□□□ 年少人口(0~14歳)

- ◆ - 老年人口の割合(高齢化率) ----- 年少人口の割合

単位:人

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年	R12年	R17年	R22年
総人口	14,182	14,667	14,760	14,535	13,863	13,496	13,328	12,674	11,988	11,285	10,590
年少人口	2,824	2,558	2,167	1,880	1,719	1,725	1,643	1,550	1,432	1,393	1,294
(0歳~14歳)	19.9%	17.5%	14.7%	12.9%	12.4%	12.8%	12.3%	12.2%	11.9%	12.3%	12.2%
生産年齢人口	8,999	9,414	9,369	9,217	8,592	7,694	7,050	6,554	6,224	5,885	5,432
(15歳~64歳)	63.5%	64.4%	63.7%	63.4%	62.0%	57.1%	52.9%	51.7%	51.9%	52.1%	51.3%
老年人口	2,346	2,649	3,173	3,438	3,545	4,065	4,635	4,570	4,332	4,007	3,864
(65 歳以上)	16.6%	18.1%	21.6%	23.7%	25.6%	30.1%	34.8%	36.1%	36.1%	35.5%	36.5%

総人口に占める各人口の割合の合計は、四捨五入の関係で 100%とならないところがある

- ※総人口は年齢不詳を含む
- ※平成2年~平成27年は、国勢調査データから作成
- ※令和2年は、9月末住民基本台帳から作成
- ※令和7年~令和22年は、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年3月30日公表した資料 「日本の地域別将来推計人口」の桂川町での生残率、純移動率、子ども女性比、0~4歳性比か ら、令和2年9月末住民基本台帳データを起点に、コーホート要因法で推計した結果から作成

#### 3 世帯構成の状況

国勢調査に基づく桂川町の一般世帯数は、平成2年に4,522世帯であったものが、25年後の平成27年には5,205世帯となり、683世帯増加しました。

65歳以上の高齢者のいる世帯については、平成2年に1,680世帯であったものが、平成27年には2,645世帯となり、965世帯増加しました。高齢者のいる世帯の一般世帯に占める割合は、平成2年の37.2%から平成27年には50.8%まで増加しました。一方、18歳未満の子どものいる世帯は、平成2年に1,790世帯であったものが、平成27年には1,170世帯となり、620世帯減少しました。18歳未満の子どものいる世帯の一般世帯に占める割合は、平成2年の39.6%から平成27年には22.5%まで減少しました。

核家族世帯(夫婦のみ、夫婦とその未婚の子、父親または母親とその未婚の子のいずれかからなる世帯)の一般世帯に占める割合は、平成2年の63.4%から平成27年の60.3%に減少しましたが大きな変動はありませんでした。また、核家族世帯のうち、高齢夫婦世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯。平成2年は夫または妻のいずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯)が占める割合は、平成2年に13.1%であったものが、平成27年には20.8%となりました。高齢者のいる世帯に占める高齢夫婦世帯の割合は、平成2年に22.4%であったものが、平成27年には24.7%になりました。

単独世帯(ひとり暮らしの世帯)の一般世帯に占める割合は、平成2年の16.7%から平成27年には26.7%に増加しました。また、単独世帯のうち、高齢単身世帯(65歳以上の者一人のみの世帯)が占める割合は、平成2年に43.4%であったものが、平成27年には56.3%となりました。高齢者のいる世帯に占める高齢単身世帯の割合は、平成2年に19.5%であったものが、平成27年には29.6%になりました。

さらに、平成2年の時点で、一般世帯数に占める高齢夫婦世帯の割合は8.3%、高齢単身世帯の割合は7.3%であったものが、平成7年以降、割合が逆転しその差が大きくなり、平成27年には、高齢単身世帯の割合が15.0%となり、高齢夫婦世帯の割合の12.5%に対し、2.5ポイント高くなりました。

高齢者がいる世帯の小規模化が急速に進行している様子がうかがえます。

#### <世帯構成の推移>

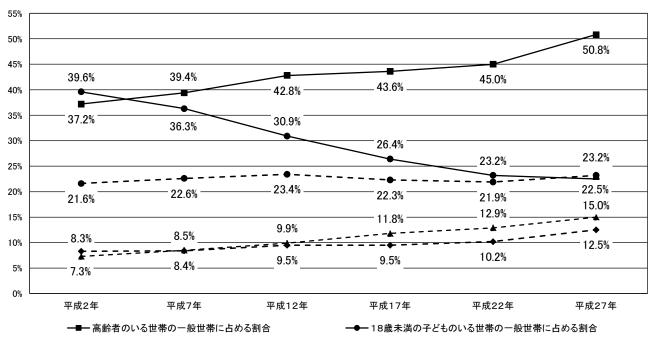
単位:世帯

	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年
一般世帯	4,522	4,765	4,993	5,249	5,204	5,205
高齢者のいる世帯	1,680	1,879	2,137	2,288	2,340	2,645
構成比(一般世帯)	37.2%	39.4%	42.8%	43.6%	45.0%	50.8%
18歳未満の子どものいる世帯	1,790	1,728	1,542	1,385	1,209	1,170
構成比(一般世帯)	39.6%	36.3%	30.9%	26.4%	23.2%	22.5%
核家族世帯	2,866	2,992	3,118	3,216	3,146	3,139
構成比(一般世帯)	63.4%	62.8%	62.4%	61.3%	60.5%	60.3%
高齢夫婦世帯	376	398	473	500	531	653
構成比(一般世帯)	8.3%	8.4%	9.5%	9.5%	10.2%	12.5%
構成比(高齢者のいる世帯)	22.4%	21.2%	22.1%	21.9%	22.7%	24.7%
構成比(核家族世帯)	13.1%	13.3%	15.2%	15.5%	16.9%	20.8%
単独世帯	756	868	993	1,213	1,306	1,392
構成比(一般世帯)	16.7%	18.2%	19.9%	23.1%	25.1%	26.7%
高齢単身世帯	328	403	496	619	671	783
構成比(一般世帯)	7.3%	8.5%	9.9%	11.8%	12.9%	15.0%
構成比(高齢者のいる世帯)	19.5%	21.4%	23.2%	27.1%	28.7%	29.6%
構成比(単独世帯)	43.4%	46.4%	49.9%	51.0%	51.4%	56.3%
高齢その他(高齢夫婦・高齢単身以外)世帯	976	1,078	1,168	1,169	1,138	1,209
構成比(一般世帯)	21.6%	22.6%	23.4%	22.3%	21.9%	23.2%
構成比(高齢者のいる世帯)	58.1%	57.4%	54.7%	51.1%	48.6%	45.7%

資料:国勢調査

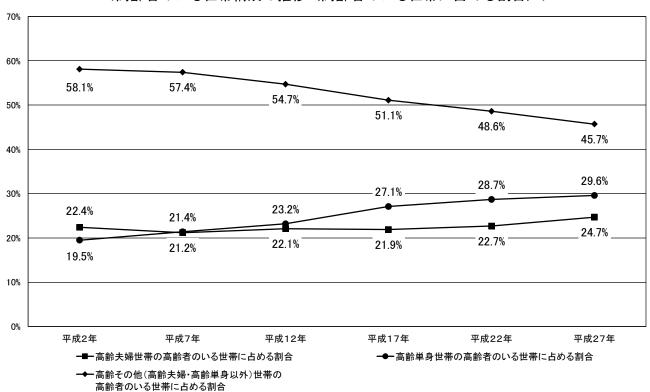
※平成22年と平成27年の一般世帯数は、世帯の家族類型「不詳」を含む

#### <世帯構成の推移(一般世帯に占める割合)>

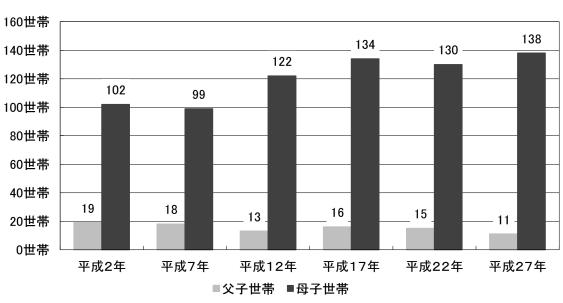


- ◆ · 高齢夫婦世帯の一般世帯に占める割合
- ◆ · 高齢その他(高齢夫婦・高齢単身以外)世帯の 一般世帯に占める割合
- ▲ 高齢単身世帯の一般世帯に占める割合

#### <高齢者のいる世帯構成の推移(高齢者のいる世帯に占める割合)>



国勢調査に基づく父子家庭もしくは母子家庭(核家族世帯のうち未婚、死別または離別の母親または父親とその未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯)であるひとり親世帯については、母子世帯が増加傾向にあり、平成2年に102世帯であったものが、平成7年には99世帯となりますが、その後、増加に転じ、平成27年には138世帯となりました。



<ひとり親世帯の推移>

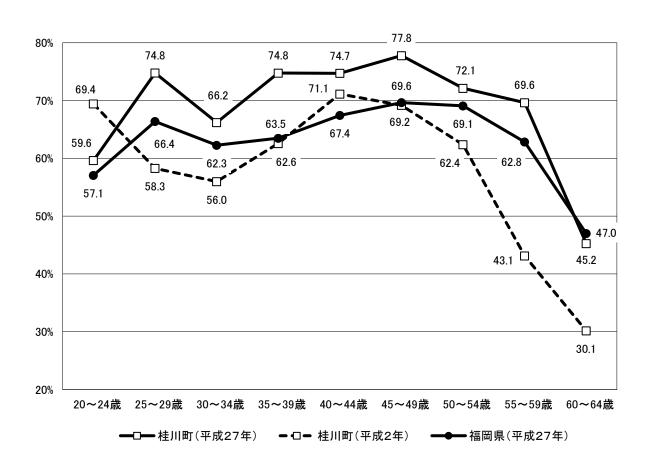
資料:国勢調査

### 4 女性の就業の状況

桂川町の女性の就業者の割合(就業率)について、平成2年と平成27年の国勢調査の結果を比較すると、20~24歳を除く年代で平成27年のほうがより高い就業率となりました。特に、平成2年には、おおむね出産・育児の時期にあたる20歳後半から30歳代の女性の就業率が大きく下降しており、いわゆる「M字カーブ」を描いていました。平成27年には、30~34歳において下降はみられましたが、35~39歳には上昇に転じていました。

また、平成27年における福岡県全体と比較すると、60~64歳を除く年代で桂川町の 女性の就業率のほうがより高い割合となりました。

#### <女性の就業率の推移>



資料:国勢調査

## 第2節 町民アンケート結果の概要

#### 1 調査の概要

本調査は、本計画の策定にあたり、町内にお住まいの皆さんの男女共同参画に関する意識などの実態を把握するとともに、住民の皆さんのご意見やご提言を広くお聞きし、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

なお、本調査は、「桂川町地域福祉計画」の策定にあたって実施したアンケートと、同じ 調査票を用いて実施しました。

調査地域 : 桂川町全域

調査対象者 : 桂川町在住の18歳以上2,000名を無作為抽出

調査期間 : 令和2年8月31日~9月14日

調査方法 ・ 郵送による配布・回収

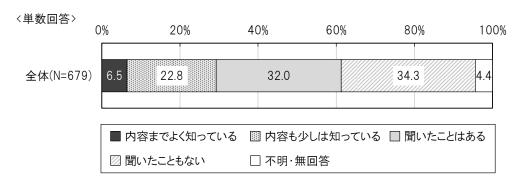
配布数(A)	回収票数 (B)	回収率 (B) (A)
2,000	679	34.0%

本調査の結果と比較するために引用する国や福岡県の調査は、以下のとおりです。

- 「男女共同参画社会に関する世論調査」(令和元年9月実施 内閣府)『2019年国調査』と表記
- 「男女間における暴力に関する調査」(平成29年12月実施 内閣府) 『2017年国調査』と表記
- 「男女共同参画社会に向けての意識調査」(令和元年12月 福岡県) 『2020年県調査』と表記

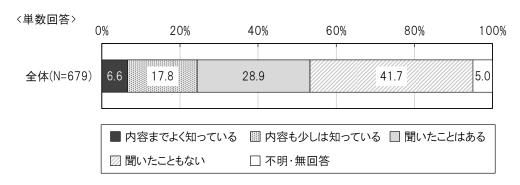
### 2 調査結果の概要

#### 問 「男女共同参画社会」について、知っていますか



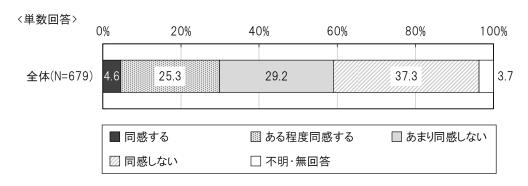
「聞いたこともない」が34.3%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が32.0%、「内容も少しは知っている」が22.8%となりました。

#### 問 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」について、知っていますか

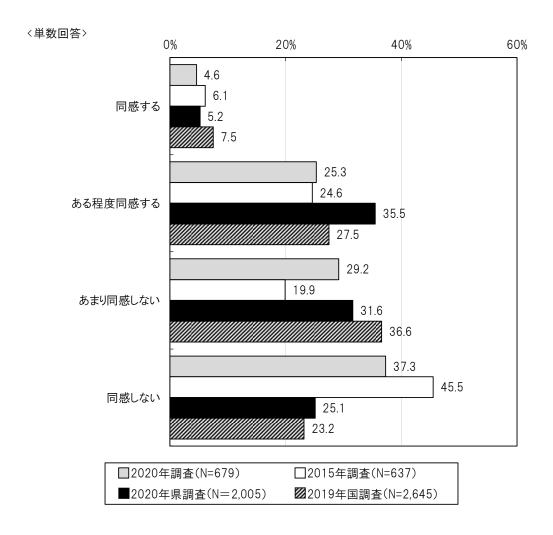


「聞いたこともない」が41.7%と最も高く、次いで「聞いたことはある」が28.9%、「内容も少しは知っている」が17.8%となりました。

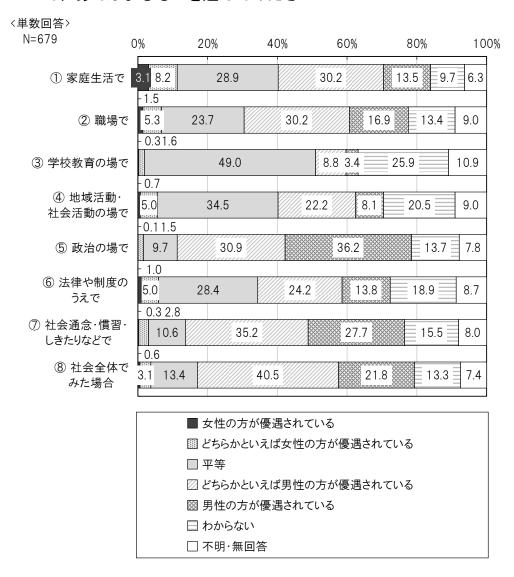
#### 問 「男は仕事、女は家庭」という考え方があります。あなた自身の気持ちとしては、 この考え方にどの程度同感しますか



「あまり同感しない」と「同感しない」をあわせた『同感しない』と回答した人の割合が 66.5%とおよそ7割を占めました。 5年前の調査結果と比較すると、「同感しない」の割合が45.5%から37.3%に減少しましたが、「あまり同感しない」と「同感しない」を合わせた『同感せず』の割合で比較すると、ほぼ同じでした。また、県調査の『同感せず』は56.7%、国調査では59.8%となり、桂川町での66.5%は、県や国の調査結果よりも高い割合となりました。



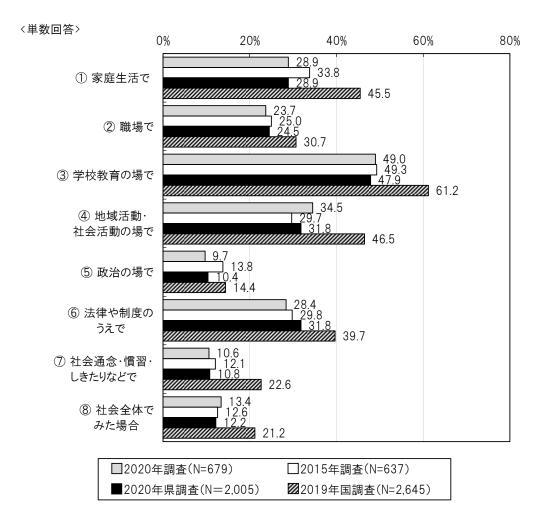
# 問次にあげる分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれの分野について、あてはまるものを選んでください



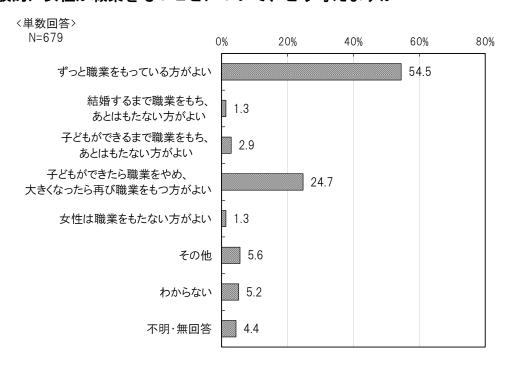
『学校教育の場で』や『地域活動・社会活動の場で』では「平等」の割合が他と比較して 高くなりました。一方、『政治の場で』や『社会通念・慣習・しきたりなどで』では「男性 の方が優遇されている」の割合が他と比較して高くなりました。

「平等」と回答した割合について、5年前の調査結果と比較すると、「家庭生活で」や 「政治の場で」の回答割合が低くなり、「地域活動・社会活動の場で」では高くなりました。 また、県調査と比較すると大きな差はみられませんでしたが、国調査と比較すると全般的に 「平等」と回答した割合が低くなりました。

#### 「平等」の回答割合の比較

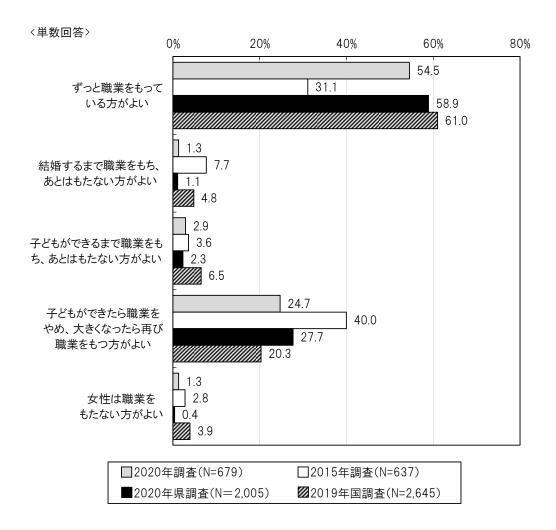


#### 問 一般的に女性が職業をもつことについて、どう考えますか

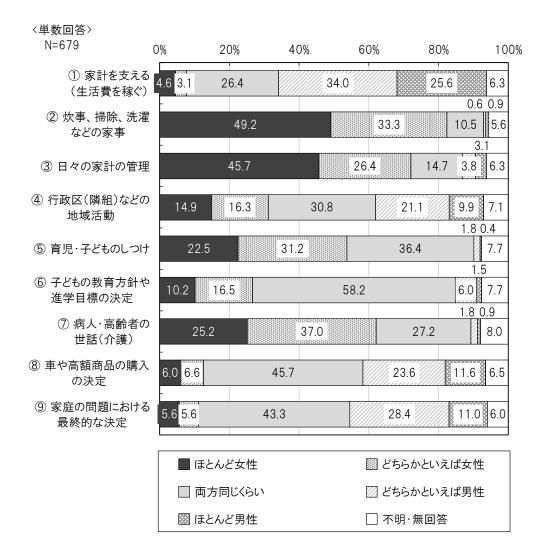


「ずっと職業をもっている方がよい」が54.5%と最も高く、次いで「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が24.7%となりました。

5年前の調査結果と比較すると、「ずっと職業を持っている方がよい」の割合が31.1%から54.5%に増加し、「子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ方がよい」の割合は、40.0%から24.7%に減少しました。また、県調査や国調査と比較すると、「ずっと職業をもっている方がよい」について若干低い割合となりました。



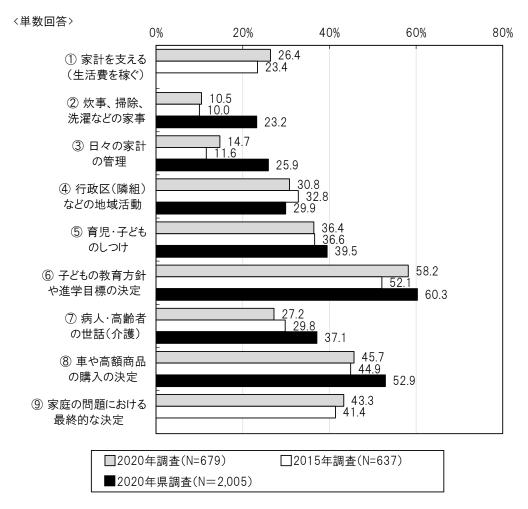
問 家庭では、次にあげるような事柄を、女性と男性のどちらが主にされていますか (されていましたか)。それぞれについて、あてはまるものを選んでください。 配偶者や子どものいない人も、一般的にどう思うか答えてください



『子どもの教育方針や進学目標の決定』や『車や高額商品の購入の決定』、『家庭の問題における最終的な決定』では、「両方同じくらい」の割合が高くなりました。一方、『炊事、掃除、洗濯などの家事』や『日々の家計の管理』では、「ほとんど女性」の割合が他と比較して高くなりました。

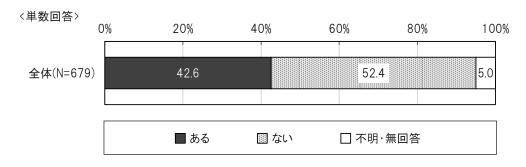
「両方同じくらい」と回答した割合について、5年前の調査結果と比較すると、「行政区 (隣組)などの地域活動」や「育児・子どものしつけ」、「病人・高齢者の世話(介護)」の回答割合が低くなりました。また、県調査と比較すると、「炊事、掃除、洗濯などの家事」や「日々の家計の管理」、「病人・高齢者の世話(介護)」については、回答割合が約10%もしくはそれ以上低くなりました。

#### 「両方同じくらい」の回答割合の比較



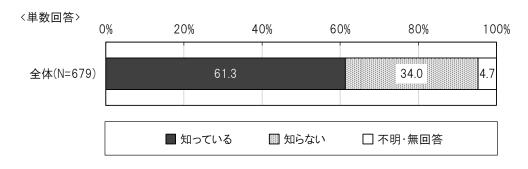
注)「男女共同参画社会に向けての意識調査(令和元年12月 福岡県)」(2020年県調査)では、「①家計を支える(生活費を稼ぐ)」と「⑨家庭の問題における最終的な決定」の設問が設けられていない。

### 問 この1年間に、行政区(隣組)や子ども会、老人クラブの活動など、地域活動に 参加したことがありますか



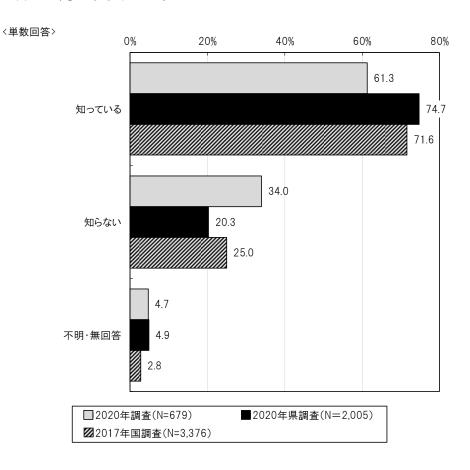
「ない」が52.4%、「ある」が42.6%となりました。

問 DV (配偶者からの暴力) について相談できる窓口があることを知っていますか

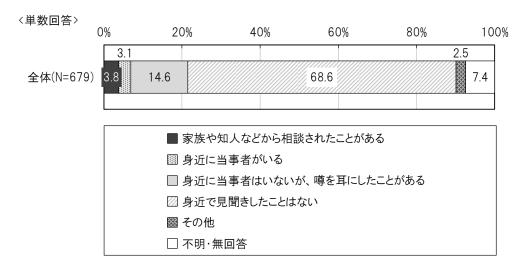


「知っている」が61.3%、「知らない」が34.0%となりました。

県調査や国調査と比較すると、「知っている」の割合が10%以上低く、逆に「知らない」の割合が10%以上高くなりました。

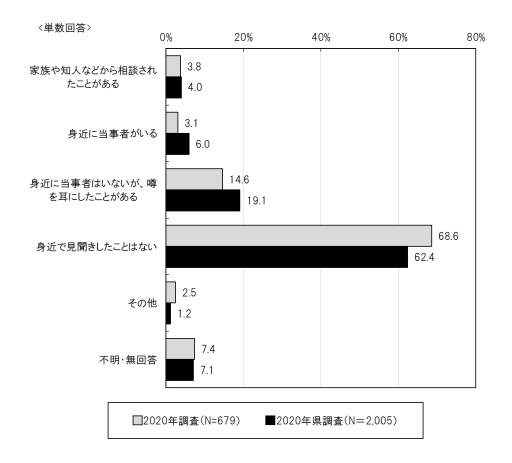


#### 問 配偶者(婚姻届を出していない事実婚や別居中も含む)や交際相手からの暴力に ついて身近で見聞きしたことがありますか

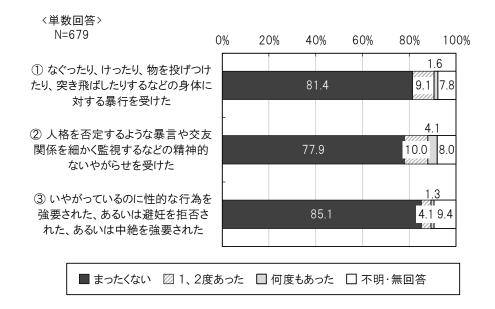


「身近で見聞きしたことはない」が68.6%と最も高く、およそ7割を占めました。次いで「身近に当事者はいないが、噂を耳にしたことがある」が14.6%となりました。

県調査と比較すると、「身近で見聞きしたことはない」の回答割合が高くなりました。

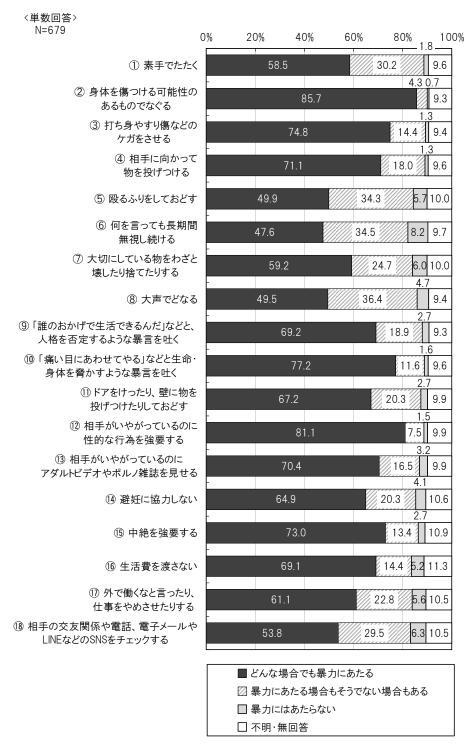


#### 問 次のことを、これまでに配偶者(婚姻届を出していない事実婚や別居中も含む) や、交際相手から経験したことがありますか



いずれの項目においても「まったくない」の割合が高くおよそ8割を占めました。

#### 問 次のことが配偶者(婚姻届を出していない事実婚や別居中も含む)や交際相手の 間で行われた場合、暴力だと思いますか

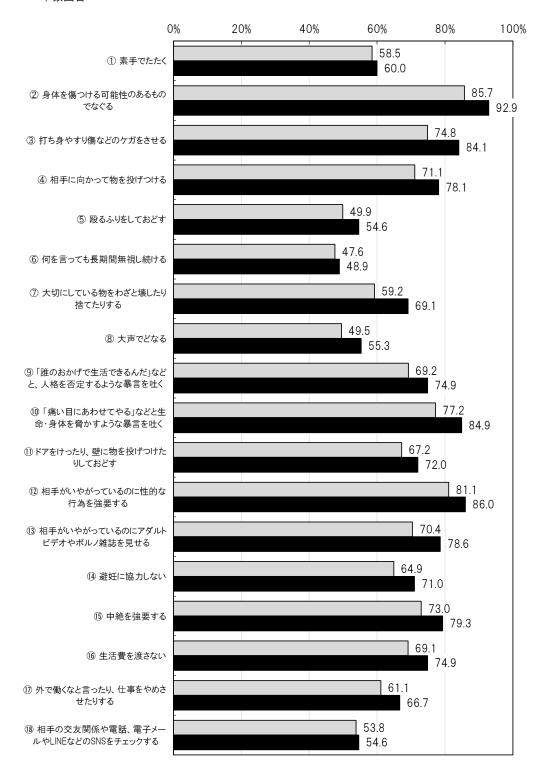


いずれの項目においても「どんな場合でも暴力にあたる」の割合が高くなりました。一方、『何を言っても長期間無視し続ける』や『大切にしている物をわざと壊したり捨てたりする』、『相手の交友関係や電話、電子メールや LINE などの SNS をチェックする』では「暴力にはあたらない」の割合が他と比較してやや高くなりました。

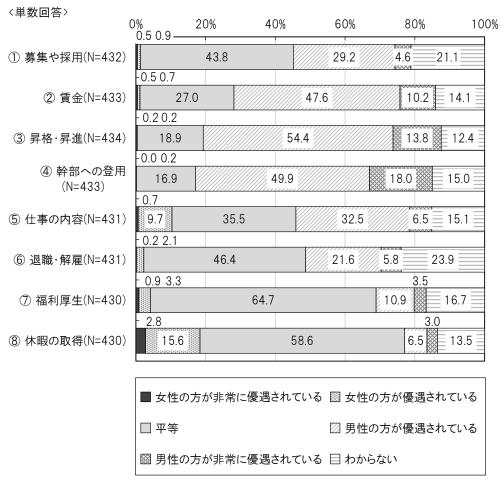
「どんな場合でも暴力にあたる」と回答した割合について、県調査と比較すると、すべての項目が低い割合となりました。「打ち身やすり傷などのケガをさせる」や「大切にしている物をわざと壊したり捨てたりする」、「相手が嫌がっているのにアダルトビデオやポルノ雑誌を見せる」は、比較的大きな差がみられました。

#### 「どんな場合でも暴力にあたる」の回答割合の比較

〈単数回答〉



# 問次にあげる男女の扱いが平等になっていると思いますか。それぞれについて、あてはまるものを選んでください



※不明・無回答を除き算出

『福利厚生』や『休暇の取得』では「平等」の割合が高くなりました。一方、『幹部への登用』や『昇格・昇進』、『賃金』では、「男性の方が非常に優遇されている」の割合が他と比較してやや高くなりました。

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 第1節 基本理念

# すべての人が互いに尊重し、 自分らしく輝けるまち "けいせん"

男女共同参画社会とは、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会」です。

桂川町では、男女共同参画社会を確立し、「すべての人が互いに尊重し、自分らしく輝けるまち"けいせん"」をめざします。



## 第2節 基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の3つの柱と、それぞれの柱ごとに「めざす姿」を設定します。

## 互いに認め合い尊重し合う社会づくり

#### 【めざす姿】

- 固定的な性別役割分担意識に基づく社会通念や慣習が見直され、一人ひとりの考え方や行動が尊重されています。
- 町民は、互いの性や個性を大切にし、一人ひとりの生き方を尊重し合っています。

## 仕事も家庭もともに担う社会づくり

#### 【めざす姿】

- ともに積極的に子育て・介護・家事などに参画し、喜びも苦労も分かち合っています。
- ともに仕事と家庭・地域生活を両立させ、充実した生活を営んでいます。

## 地域社会に積極的に参画する社会づくり

#### 【めざす姿】

- ・ともに地域社会における企画や方針決定に関わり、大人も子どもも豊かで住みよい地域 づくりに貢献しています。
- 高齢者も障がいのある人も健康で生きがいを持って、自分らしい自立した生活を送ると ともに、知識や経験、能力を活かしながら、積極的に社会参画しています。

# 第3節 施策の体系

基本目標	重点目標	施策の基本的方向
尊互 重い しに	男女共同参画の意識づくり	<ul><li>意識改革及び社会慣行の見直しの促進</li><li>男女共同参画に関する制度施策などの情報収集・提供</li></ul>
し合う社会づくり	男女共同参画の視点 に立った教育・学習 の推進	<ul><li>学校や保育所(園)・幼稚園における男女共同参画の推進と 充実</li><li>生涯学習における男女共同参画の推進と充実</li></ul>
Ŋ	性の尊重と暴力 の根絶	<ul><li>性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援</li><li>あらゆる暴力の根絶</li></ul>
担仕うされ	仕事と生活の調和の推進	<ul><li>ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発</li><li>子育て・介護環境の整備・充実</li></ul>
!会づくり	家庭や職場における 男女共同参画の促進	<ul><li>家庭における固定的な性別役割分担見直しの促進</li><li>職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進</li><li>希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援</li><li>農業や自営業などにおける就労環境の改善</li></ul>
参画するな	地域社会における 方針決定過程への 男女共同参画の促進	<ul><li>町の方針決定過程への男女共同参画の促進</li><li>事業所・地域活動団体などにおける男女共同参画の促進</li></ul>
する社会づくり	地域社会への 男女共同参画の促進	<ul><li>男女共同参画による地域コミュニティづくり</li><li>防災における男女共同参画の促進</li></ul>

# 第4章 施策の内容

## 基本目標1

## 互いに認め合い尊重し合う社会づくり

### 1 男女共同参画の意識づくり

## (1) 意識改革及び社会慣行の見直しの促進

男女共同参画社会の理念や内容の普及・啓発に努め、理解を深めるとともに、固定的な性別役割分担意識に基づく社会慣行の見直しと、ともに社会を担う意識づくりを促進します。

取組	内容	担当課
	町の広報紙やホームページなど、あらゆる機	
	会、媒体を活用し、「男女共同参画社会」の理	
	念や内容について、わかりやすい広報、意識	総務課
広報・啓発活動の充実	啓発に努めます。	企画財政課
	町が発行する刊行物において、性別に基づく	健康福祉課
	固定観念にとらわれない、多様なイメージが	
	社会に浸透していく表現に努めます。	
	家庭や地域、職場など、それぞれの生活場面	
  ともに社会を担う意識	ごとに見直すべき社会慣行例を提示し、町民	
こもに社会を担う意識しづくり	の意識啓発を推進します。	健康福祉課
	多様な生き方や働き方に関する町民の意識改	
	革を促します。	

### (2) 男女共同参画に関する制度施策などの情報収集・提供

国や福岡県などが実施する男女共同参画に関する調査・研究や制度施策などについての情報収集を行い、町民に対する適切な情報提供による啓発を推進します。

取組	内容	担当課
	多様な機会を利用して、労働環境や男女の権	
   法律・制度の理解促進	利、男女共同参画に関連の深い法律や制度に	
法律・制度の理解促進   のための取組	関する広報や周知に努めるとともに、国や福	健康福祉課
(リノ) こ (ペン(リカス 木田)	岡県など関係機関と連携を取りながら相談事	
	業などの充実を図ります。	

取組	内容	担当課
	男女共同参画を取り巻く状況に対応した国、	
	福岡県、近隣市町などの統計調査や取組状況	
	についての情報収集に努め、あらゆる媒体を	健康福祉課
情報の収集・提供	通じた情報提供を推進します。	)连)永恒仙床
	男女共同参画に関する町民意識の実態把握と	
	調査結果の検証と公表に努めます。	

## 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

#### (1) 学校や保育所(園)・幼稚園における男女共同参画の推進と充実

乳幼児期からの発達段階に応じ、男女平等・男女共同参画の視点に立った多様な選択を可能にする教育・保育を推進するとともに、社会的性別(ジェンダー)に基づいた固定的な役割感を植えつけないよう、不必要な性による区別など、日常の教育活動の点検・見直しを進め、学校・保育所(園)などにおける男女共同参画の推進と充実を図ります。

取組	内容	担当課
男女平等・男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	乳幼児期から子どもの発達段階に応じ、男女が互いに人権を尊重する教育をさまざまな学 習機会を通じ推進します。 教育のなかで積極的に男女共同参画社会について学習する機会を設けます。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
教育・保育関係者に対する啓発	学校や保育所(園)・幼稚園における男女共同参画の推進を図るため、教職員をはじめとする教育・保育関係者が男女共同参画の理念及び本計画を十分に理解し、意識を高めることができるよう、研修会などを開催し啓発に努めます。	健康福祉課 子育て支援課 学校教育課
多様な進路選択を可能 にする指導の充実	児童・生徒が将来の自立に向けて、性別にとらわれることなく、自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択し決定する能力・態度を身につけられるよう、指導の充実を図ります。 福祉教育や職場体験学習など幅広い体験活動を行うことにより、自尊感情やコミュニケーション能力など、生きる力を養うための指導の充実を図ります。	健康福祉課 学校教育課

取組	内容	担当課
	性的指向や性別違和により悩みを抱える児	
性的指向や性別違和を	童・生徒に対する相談体制など、関係機関と	健康福祉課
感じる児童・生徒に対	連携を図りながら、充実させるとともに、い	
するきめ細かな対応	かなる理由でもいじめや差別を許さない人権	学校教育課
	教育を推進します。	

#### (2) 生涯学習における男女共同参画の推進と充実

男女共同参画意識を高める生涯学習機会の提供に努めるとともに、生涯学習機会への参加促進を図ります。

取組	内容	担当課
	生涯学習講座、各種子育て講座など男女共同	
男女共同参画意識を高	参画意識を高め、男女共同参画社会づくりに	健康福祉課
める学習機会の提供	対する正しい理解を深める学習機会の提供を	社会教育課
	図ります。	
	町民の主体的な学習活動を支援するため、生	総務課
生涯学習に対する情報	涯学習に関する情報の収集に努め、町の広報	企画財政課
の収集・提供	紙やホームページなど、あらゆる媒体を通じ	健康福祉課
	た情報提供を推進します。	社会教育課
	魅力あるテーマづくりや参加者同士の仲間づ	
生涯学習活動への参加	くりなどを促進するとともに、託児付き講座	健康福祉課
促進	の開催や開催時間の配慮を行うなど、参加し	社会教育課
	やすい環境づくりに努めます。	

## 3 性の尊重と暴力の根絶

### (1) 性の尊重と生涯を通じた男女の健康支援

性の特性に対する正しい理解を促進し、互いの性を尊重する意識の醸成と、生涯を通じた こころとからだの健康支援を図ります。

また、その人らしさが尊重され、幸せに暮らせる社会を実現するため、性的指向や性別違和を理由として困難な状況に置かれている人たちの人権に配慮した社会づくりを進めます。

取組	内容	担当課
互いを認め合うこころ を養う学習の推進	学校において、発達段階に応じた指導計画を 立案し、あらゆる教育活動の場で自他の生命 の大切さ・尊さや互いを認め合うこころを養 います。	健康福祉課 学校教育課
町の刊行物などの表現への留意	町の刊行物や庁内各課において作成・配布される印刷物などに、性差別助長につながるような表現に留意するとともに、研修などによる職員の意識啓発を進めます。	総務課 企画財政課 健康福祉課
健康づくりの普及・啓発	「健康増進・食育推進計画」や「保健事業実施計画(データヘルス計画)・特定健康診査等実施計画」に基づき、町民の自発的な健康づくりのための啓発に努め、健康診査の受診を奨励します。 生活習慣病の予防・改善のため、食事や運動などを中心に適正な生活習慣を身につけることを目的とした各種健康教室や健康相談を実施し、町民の健康づくりを支援します。	保険環境課 健康福祉課
生涯を通じた女性の健康支援	性と生殖に関する健康と権利について、正しい理解と意識の浸透に努めるとともに、妊娠・出産に関する正しい理解と認識を深め、安全・安心に妊娠・出産できる環境整備に努めます。 乳がん、子宮がんなど女性特有の各種がん検診、骨粗しょう症検診の受診勧奨と充実を図るとともに、妊娠・更年期など女性特有のこころやからだの悩みについて安心して相談できる健康教室や健康相談、訪問指導を実施します。	健康福祉課
望まない妊娠や性感染 症の予防のための正し い知識の普及	望まない妊娠や性感染症を防ぐための正しい 知識の普及・啓発と性教育の充実を図ります。	健康福祉課
性的指向と性別違和に関する理解の促進	性的指向と性別違和に対する偏見や差別の解消をめざし、その理解促進に向けた啓発活動に取り組みます。	健康福祉課

## (2) あらゆる暴力の根絶

あらゆる暴力を根絶するための基盤づくりを進めるとともに、暴力被害にあった人の保護 体制の充実を図ります。

取組	内容	担当課
暴力を根絶するための基盤整備	暴力は重大な人権侵害であるという意識を徹底させるとともに、暴力を許さない意識啓発の推進に努めます。 被害の予防をはじめ実態把握、被害者支援などについて、関係機関の連携の強化を図ります。 DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法などについての啓発・周知に努めます。	健康福祉課
配偶者・パートナーからの暴力の防止対策の推進	DVが起きる背景となる意識を根絶し、DV の危険性を深く浸透させるとともに、正しい 知識の普及などDV防止に関する啓発の強化 に努めます。 被害者が安心して相談することができる体制 の充実と相談員・支援者の資質向上を図るとともに、被害者の早期発見、迅速な保護及び 被害者の情報保護など安全な生活の確保に向け、関係機関と連携を図りながら、体制の整備に努めます。 被害者が安心した暮らしを確立するために、関係機関の連携のもと、経済的な自立に向けた職業訓練や就労支援をは じめ、住宅確保に向けた支援、子育て支援など各分野において切れ目のない支援を図ります。	健康福祉課
セクシュアル・ハラス メントなどの防止対策 の推進	性暴力やストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントなど異性間の暴力防止に向けた啓発活動の推進に努めます。	健康福祉課

# 基本目標2 仕事も家庭もともに担う社会づくり

### 1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

### (1) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

仕事と生活の調和の実現に向けた社会的気運の醸成を図るために、ワーク・ライフ・バランスの理解と普及の促進に努めます。

取組	内容	担当課
	長時間労働の抑制や仕事中心のライフスタイ	
ワーク・ライフ・バラ	ルの見直しに向けた啓発に努めます。	健康福祉課
ンスについての意識の	事業所に対して、仕事と家庭の両立を支える	産業振興課
醸成	環境整備と職場風土づくりのための啓発と情	生未扱興味
	報提供に努めます。	
事業所に対するワー	事業所がワーク・ライフ・バランスに取り組	
ク・ライフ・バランス	むメリットについて周知を図ります。	健康福祉課
の啓発	先進的な取組事例などについて、その内容と	産業振興課
の合先	効果を紹介するなどの広報に努めます。	
町職員のワーク・ライ	町職員のワーク・ライフ・バランスの向上を	総務課
フ・バランスの実践	図るための環境づくりを行います。	健康福祉課

### (2) 子育て・介護環境の整備・充実

家庭における育児や介護などについて、家族間での偏ったの負担を軽減し、ともに社会参画と家庭参画の両立が促進できるよう、子育て環境や介護環境の整備、充実に努めます。

取組	内容	担当課
多様な保育ニーズに対 応した保育サービスの 充実	「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、 保護者の就労形態やライフスタイルの多様化 に対応できるよう、種類・量・質がそろった 保育サービスの提供に努めます。	健康福祉課子育て支援課
子育て支援のための環境整備の促進	安心して子どもを産み育てることができる子育 て支援を充実させるため、子育て支援センター 「ひまわりのたね」を拠点に保護者の交流及び リフレッシュの場・機会を提供し、子育てに関 する勉強会や講座・イベントなどを通して地域 での子育て支援に努めます。 保育士・助産師などによる相談支援体制を充実 させ、子育てに関する情報発信を行います。	健康福祉課 子育て支援課

取組	内容	担当課
	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、	
	各種助成や手当の支給、資金の貸付などの情	
7)と1/2 組またの白立古塔	報提供に努めます。	健康福祉課
ひとり親家庭の自立支援 	ひとり親家庭などに対する情報提供や相談体制	子育て支援課
	を充実するとともに、関係機関と連携を図りな	
	がら、就業支援など自立支援を進めます。	
	介護保険制度や介護休業制度について周知す	
	るとともに、仕事と介護の両立について情報	
   高齢者などへの支援環	提供を行い、男女がともに介護を担うための	
境の充実	啓発に努めます。	健康福祉課
	「高齢者福祉計画」に基づき、地域包括ケア	
	システムの深化・推進を図るとともに、地域	
	包括支援センターの機能充実に努めます。	

## 2 家庭や職場における男女共同参画の促進

### (1) 家庭における固定的な性別役割分担見直しの促進

家庭における固定的な性別役割分担を見直し、家事や育児、介護などの家庭生活に互いに協力し、参画を促進するため、男女共同参画への理解促進や意識改革を図ります。

取組	内容	担当課
あらゆる機会を捉えた 家庭での男女共同参画 についての意識の醸成	各種講座やセミナー、研修会などの学習機会や、広報紙、ホームページなど、多様な機会や手段を活用して、継続的に、家庭での男女共同参画推進に向けた啓発を行います。 育児や介護サービスなどの周知に努め、公的サービスの利用を促すことにより、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。	総務課 企画財政課 健康福祉課 子育で支援課
生活・自活能力向上の 促進	参加しやすい料理教室などの生活講座、育児 講座や介護講座などを開催し、家庭生活カア ップによる自立を促進します。	健康福祉課 子育て支援課
男女共同参画の視点に立った少子化対策の充実	少子化や人口減少社会を男女共同参画の視点で捉え、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連携しながら、魅力ある家庭生活を築くための取組を推進します。	企画財政課健康福祉課

### (2) 職場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

雇用条件や就労環境の改善、性別による格差や固定的な役割分担を見直し、職場における 男女の均等な機会と待遇の確保を図るとともに、結婚や出産があっても働き続けられるよう、支援に努めます。

取組	内容	担当課
	男女雇用機会均等法、労働基準法など労働に	
雇用の場における機会	関する各種法律について、各種広報媒体の利	産業振興課
均等の推進	用や講座開催により、事業主、労働者双方へ	健康福祉課
	の周知・啓発・情報提供に努めます。	
職場における性別役割	職場における固定的な性別役割分担意識の解	産業振興課
分担意識解消と男女平	消、男女平等を推進するために、あらゆる機	建果城 <del>與</del> 誅 健康福祉課
等への啓発	会や手段を活用して啓発に努めます。	) 连球油缸床
	職場における労働条件や労働環境などに関す	
労働に関する相談事業	る労働相談窓口の周知を図るとともに、関係	産業振興課
の充実	機関との連携を強化し、相談機能の充実に努	健康福祉課
	めます。	
	パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラ	
	スメントのほか、妊産婦に対するマタニテ	
ハラスメントのない職	ィ・ハラスメントや性別役割分担意識に基づ	産業振興課
場の実現に向けた広	くジェンダー・ハラスメントなどの防止のた	建果城與 健康福祉課
報•啓発	め、事業主が配慮すべき事項について周知す	)连/永作出社
	るとともに、各種ハラスメント防止に向けた	
	広報・啓発に努めます。	



### (3) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援

女性活躍推進法に基づき、正規・非正規雇用、起業、在宅ワークなど、それぞれ自分に合ったさまざまな条件、雇用形態での働き方が選択でき、かつ、いずれの働き方を選んでも安心して働きつづけることができるよう支援の充実を図るとともに、再就職をはじめとする各種チャレンジを応援します。

取組	内容	担当課
	就労や再就職、起業、非正規雇用から正規雇	
	用への転換などのチャレンジに対し、性別を	
	超えて支援するための相談や、関係機関など	
再就職や就労継続など	からの情報の収集と提供に努めます。	産業振興課
への支援	職業意識の向上やキャリア形成など、性別を	健康福祉課
	越えて就労・再就職を支援する学習機会の提	
	供や資格・技術の習得のための情報提供に努	
	めます。	
	役場では、性別を超え誰もが活躍しやすい職	
性別にとらわれない町職	場づくりのモデルとなるよう、派遣研修など	総務課
量の積極的育成・登用	を活用した人材育成に取り組み、性別にとら	
具UJ慎悭的自戍 • 豆用 ┃	われない職員の管理職登用の推進に努めま	健康福祉課
	す。	

### (4) 農業や自営業などにおける就労環境の改善

農業や商店経営などの家族経営や小規模事業所などにおいて、性別を超えた就労環境の改善を図り、男女共同参画を推進します。

取組	内容	担当課
家族経営・小規模事業 所などへの意識啓発	家族経営や小規模事業所などにおける労働実態の把握に努め、性別を超えた就労環境改善に向けた啓発を行います。	健康福祉課 産業振興課
農業や商工業など自営 業における労働に対す る適正評価への啓発	農業や商工業など自営業における家族従事者が性別を超えた共同経営者として、対等な立場で、経営と家庭生活の両面で相互に補完・協力し、能力が発揮できる関係づくりに向けて啓発に努めます。	健康福祉課 産業振興課

## 基本目標3

## 地域社会に積極的に参画する社会づくり

### 1 地域社会における方針決定過程への男女共同参画の促進

### (1) 町の方針決定過程への男女共同参画の促進

町の方針決定の場への男女共同参画を引き続き促進していくとともに、行政においては、 人事配置など仕事と生活の調和を実現しやすい環境整備を進めます。

取組	内容	担当課
審議会や協議会などに おける男女共同参画の 推進	審議会や協議会などにおいて、性別にとらわれない委員選定を行い、町の方針決定などの場での男女共同参画に努めます。   託児などを用意するなど、子育て中であっても委員として参画できるよう、環境づくりに   努めます。	各担当課 健康福祉課
行政における男女共同 参画の推進	性別にとらわれない人事配置や管理職への登用、介護や育児などの休暇を取得しやすい体制づくりなど、役場が事業所の模範となるための取組を進めます。	総務課 健康福祉課

### (2) 事業所・地域活動団体などにおける男女共同参画の促進

事業所や地域活動団体において、男女共同参画が促進されるよう、啓発と情報提供に努めます。

取組	内容	担当課
事業所や地域活動団体 などに対する男女共同 参画についての啓発	事業所や地域活動団体などに対して、男女共同参画促進の重要性や必要性について理解を得られるための周知啓発や情報提供を進めます。 事業所や地域活動団体などにおける男女共同参画の状況の把握に努め、事業所には性別にとらわれない管理監督職への登用や職域拡大を、地域活動団体などには団体役員へ性別にとらわれない登用を行うなど、方針決定の場における男女共同参画の啓発に努めます。	総務課 健康福祉課 産業振興課

### 2 地域社会への男女共同参画の促進

### (1) 男女共同参画による地域コミュニティづくり

コミュニティ活動をはじめ、ボランティア活動、環境保全活動など、多様な地域活動への 参画に向けた意識啓発を行うとともに、「地域福祉計画」と連携し、性別や年齢、障がいの 有無などに関わらず誰もが生きがいをもって地域活動に参画できる男女協働によるコミュニティづくりを推進します。

取組	内容	担当課
地域社会での男女平等意識の啓発	地域社会での男女の対等な関係づくりと、さまざまな活動のなかで、常に男女平等意識が 浸透するように継続的な啓発の充実に努めます。	総務課 健康福祉課 社会教育課
地域活動における男女共同参画の促進	さまざまな地域活動において、男女共同参画の視点が定着するよう、団体のリーダーや会員などへの情報提供や研修などの啓発の充実に努めます。 地域活動や子育て支援活動、ボランティア活動への参加を促す機会や情報の提供、相談、啓発の充実に努めます。 地域活動のきっかけとなる講座やイベントを開催し、地域活動への多様な人の自主的な参加・参画の促進を図るとともに、地域コミュニティの再生と活性化を図ります。	総務課 健康福祉課 社会教育課
青少年の地域活動への 参画促進	地域の子ども会や学校と連携し、ひまわりアンビシャス広場や夢・人・未来塾など、青少年の居場所づくりを進めるとともに、青少年の地域活動への参加を促進し、地域づくりへの参画意識を啓発します。	健康福祉課 社会教育課
高齢者の自立支援と地域活動への参画促進	高齢者が気軽に通える教室などを開催することで、高齢者が集える場所づくりを促進し、地域住民との交流や地域活動などへの積極的参画を図ります。 育児経験者や退職者などがもつ経験を活用することができるよう、「嘉麻・桂川広域シルバー人材センター」の活動など、高齢者の力を生かす機会と場の充実に努めます。	建設事業課 健康福祉課 社会教育課

取組	内容	担当課
障がいのある人の自立 支援と地域活動への参 加促進	障がいのある人に対する理解を深めるとともに、障がいのある人の自分らしい自立と社会参加を促進するための支援の充実と環境の整備を図ります。	健康福祉課
国際理解と国際交流の 推進	地域に暮らす外国人との相互理解を深め、外国人も地域の一員として積極的にまちづくりに参画できる環境整備を促進します。	総務課 企画財政課 健康福祉課 社会教育課
地域活動団体への活動支援	各種地域活動の活性化を図るため、地域活動 団体のネットワーク化やステップアップに向 けた情報提供を行うとともに活動基盤の強化 などの支援を行います。 町民、地域活動団体、事業者及び行政の協働 による事業の推進を図ります。	総務課 健康福祉課 社会教育課

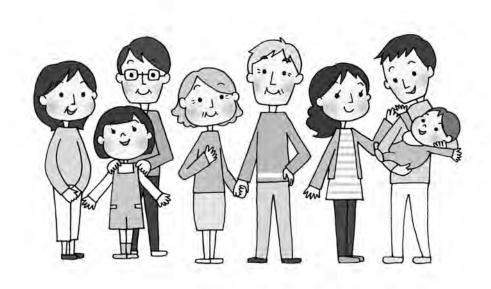
### (2) 防災における男女共同参画の促進

性別によるニーズの違いや、高齢者や障がいのある人など、災害時に困難に直面する人々に配慮すること、また、性別や年齢に関わらず防災に参画することなど、男女共同参画の視点を組み入れた防災対策に取り組みます。

取組	内容	担当課
	地域防災計画や各種対応マニュアルの策定な	
防災の企画立案におけ	どの企画・立案において、男女共同参画を促	総務課
る男女共同参画の促進	進することで、さまざまな立場の人のニーズ	健康福祉課
	に配慮するよう努めます。	
自主防災組織などでの	自主防災組織や地域の防災活動などにおける	総務課
男女共同参画の促進	男女共同参画を働きかけるとともに、性別に	減分 健康福祉課
力义分心多世仍促進	とらわれない消防団員の確保に努めます。	性球油性味

# 管理指標

管理指標	令和2年度 (現状値)	令和7年度 (目標値)
『「男女共同参画社会」について、知っていますか』 の設問で、「聞いたこともない」の割合	34.3%	25%
『DV(配偶者からの暴力)ついて相談できる窓口があることを知っていますか』の設問で、「知っている」の割合	61.3%	75%
町の審議会での女性委員の割合	26.0%	30%



# 第5章 計画の推進に向けて

## 第1節 庁内推進体制の充実

男女共同参画の推進は、行政のあらゆる分野に関わっています。本計画では特に重要と思われる取組を掲載していますが、すべての町職員が男女共同参画の視点をもって業務を遂行することが重要となります。

全庁をあげて男女共同参画を推進するため、「(仮称) 桂川町男女共同参画推進会議」を設置し、問題や改善すべき点などを全庁で共有することで庁内推進体制の充実を図ります。

また、男女共同参画に関する研修や男女共同参画施策を全庁的に推進するなかで町職員一人ひとりに対し、理解の浸透を図るとともに、町役場がひとつの事業所として、男女が働きやすい職場づくりの手本となるよう取組を進めます。

### 第2節 町民・事業者などとの連携の推進

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりがその意義を十分に理解し、他人事でなく自らのこととして取り組むとともに、事業者などの主体的な参画が必要です。そのため、桂川町自治基本条例第22条第2項の男女共同参画の推進に関する事項を定める「桂川町男女共同参画推進条例」に基づき、町、町民、事業者などの果たすべき役割を明らかにするとともに、本条例に基づき、それぞれがそれぞれの役割を担いながら、男女共同参画を推進します。

また、町は町民や事業者などとの連携を進め、事業を協働で実施することや、町民や事業者などが実施する男女共同参画に関する事業には積極的に協力するなど、協働による男女共同参画を推進します。

さらに、地域活動団体などの地域資源を活用するとともに、男女共同参画を推進する団体 や人材の育成を進めることにより、持続性のある取組を可能にする環境づくりを行います。

### 第3節 国、県、他市町村との連携及び協力

本計画の効果的な推進を図るため、国、県、他市町村との連携や交流を図ることで男女共同参画に関する情報収集に努め、施策の推進に活かします。

また、国、県及びその他関係機関に対して、計画の推進上、必要な事項についての要請を 行います。

### 第4節 計画の進行管理

本計画に基づく施策の進捗状況の把握、点検、評価など進行管理に努め、その状況について桂川町男女共同参画施策推進協議会への報告を行い、計画の着実な推進を図ります。

また、本計画や本計画の進捗状況について広く町民に公表します。

# 資料編

### 1 桂川町男女共同参画推進条例

〇桂川町男女共同参画推進条例

平成二十九年三月二十四日 条例第一号

改正 平成 29年6月19日条例第12号

目次

第1章 総則(第1条-第9条)

第2章 男女共同参画推進のための基本施策(第10条一第16条)

第3章 桂川町男女共同参画推進委員(第17条一 第26条)

第4章 苦情及び救済の申出の処理(第27条一第 36条)

第5章 桂川町男女共同参画施策推進協議会(第37条)

第6章 雑則 (第38条)

附則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この条例は、桂川町(以下「町」という。) における男女共同参画社会を実現するため、町、町 民、自治組織、教育に携わる者及び事業者等の責務 を明らかにし、男女共同参画の基本理念と推進に関 する施策について必要な事項を定め、男女共同参画 を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号の定めるところによる。
  - (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保され、そのことによって男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的な利益を受けることができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
  - (2) 町民 町内に居住する者、町内に通勤する者、町内に通学する者又は町内を活動の拠点とする個人をいう。
  - (3) 自治組織 行政区、分館その他の町内の一定の 区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成さ れた組織をいう。
  - (4) 教育に携わる者 町内において、学校教育その 他の生涯にわたる教育の分野において教育活動 を行う者をいう。
  - (5) 事業者等 町内において、事業又は活動を行う 個人、法人及び団体をいう。
  - (6) 固定的性別役割分担意識 男女を問わず個人の能力等によつて役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、男性又は女性という性別によつて役割を固定的に分けようとする意識のことをいう。
  - (7) ドメスティツク・バイオレンス 配偶者(元配

- 偶者を含む。)、恋人等親密な関係にある者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言語的な暴力又は虐待(子どもを巻き込んでの暴力を含む。)をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 相手方の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- (9) ワーク・ライフ・バランス 全ての人が、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等において子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として、推進されなければならない。
  - (1) 男女が個人としての尊厳を重んじられ、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
  - (2) 固定的性別役割分担意識に基づく社会の制度 又は慣行が男女の社会における活動の自由な選 択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮され ること。
  - (3) 男女が性別にかかわりなく、地域、学校、家庭、職場その他の社会のあらゆる分野における 意思決定の場に、対等な構成員として平等に参 画する機会が確保されること。
  - (4) 男女が家庭生活における相互の協力及び社会の支援の下に、子どもの養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について役割を果たし、かつ、地域、学校、職場等における活動を行うことができるよう配慮されること。
  - (5) 男女が対等な関係の下に、互いの性に理解を 深めるとともに、妊娠、出産等に関して、自ら の意思が尊重され、生涯にわたり安全な環境の 下で健康を保持することができるよう配慮され ること。
  - (6) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の 教育の場において、人権教育及び男女平等教育 が推進されること。
  - (7) ドメスティツク・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等の性別に起因する人権侵害が根絶されること。
  - (8) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念(以下「基本理 念」という。)に基づき、男女共同参画の推進に関 する施策(以下「推進施策」という。)を総合的に 策定し、実施しなければならない。

- 2 町は、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、町民、自治組織、教育に携わる者及び事業者等(次項において「町民等」という。)と協力して推進施策を実施しなければならない。
- 3 町は、町民等の模範になるよう、率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。 (町民の責務)
- 第5条 町民は、基本理念に基づき、男女共同参画に ついて理解を深め、地域、学校、家庭、職場その他 の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推 進に取り組むよう努めなければならない。
- 2 町民は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第6条 自治組織は、自らが地域社会における主たる 自治の担い手として重要な役割を果たす存在である ことを考慮して、町が実施する推進施策に協力する よう努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、教育が男女共同参画社会 の形成に重要な役割を果たすことを考慮して、学校 教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場に おいて、男女共同参画の推進に努めなければならな い。

(事業者等の責務)

- 第8条 事業者等は、その事業又は活動が男女共同参 画社会の形成に重要な役割を果たすことを考慮し て、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者等は、町が実施する推進施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者等は、雇用の分野において、就労者の雇用 上の均等な機会及び待遇を図るとともに、就業と家 庭生活を両立できるよう就労に関する条件及び環境 を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努め なければならない。

(性別を理由とした人権侵害の禁止)

- 第9条 全ての人は、地域、学校、家庭、職場その他 の社会のあらゆる分野において、性別を理由とした 差別的行為を行つてはならない。
- 2 全ての人は、ドメスティツク・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント等人権を侵害する行為を行つてはならない。

第2章 男女共同参画推進のための基本施策 (男女共同参画に係る基本計画等)

- 第10条 町は、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画に係る基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 町は、基本計画を策定し、又は変更しようとする ときは桂川町男女共同参画施策推進協議会の意見を 聴かなければならない。
- 3 町は、基本計画を策定し、又は変更したときは、 速やかに公表しなければならない。
- 4 町は基本計画の実施状況について、毎年公表しなければならない。

(町における男女共同参画推進の取組)

第11条 町は、男女共同参画の推進のために、次に

- 掲げる事項の推進に努めるものとする。
- (1) 町長その他の執行機関の附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、委嘱し、又は選任するときは、男女の委員の数の均衡を図るように努めること。
- (2) 男女の別なく、能力及び意欲に応じた職員登用に努めること。

(情報の公表に際しての配慮)

第12条 町は、公表する情報について、固定的性別 役割分担意識を助長する表現又は性別による人権侵 害に結び付く表現を行わないように努めなければな らない。

(教育の充実)

第13条 町は、基本理念に基づき、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育の場において、人権意識の向上と男女平等を促進する教育の充実に努めるものとする。

(家庭生活と社会活動との両立支援)

- 第14条 町は、性別にかかわりなく全ての人が共に 家事、子育て、介護その他の家庭生活における活動 と地域、学校、職場等における活動とを両立して行 うことができるよう、情報の提供その他の必要な支 援に努めるものとする。
- 2 町は、職員が育児休業、介護休暇等家庭生活を支援する制度を性別にかかわりなく活用できる職場環境の整備に努めるものとする。

(調査研究)

第15条 町は、男女共同参画の推進に関し、必要な 調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進の拠点)

第16条 町は、男女共同参画の推進に向けて、推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、桂川町総合福祉センター(桂川町総合福祉センターの設置及び管理等に関する条例(平成12年条例第14号)第2条に規定する施設をいう。)の中に、町民及び事業者等と連携して男女共同参画の推進を図る拠点を置く。

第3章 桂川町男女共同参画推進委員 (男女共同参画推進委員の設置)

- 第17条 町長は、次に掲げる事項を処理するため、 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」と いう。)第138条の4第3項の規定に基づき、桂川 町男女共同参画推進委員(以下「推進委員」とい う。)を置く。
  - (1) 町が実施する男女共同参画施策若しくは措置 又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認め られる施策若しくは措置についての苦情
  - (2) 性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によつて人権が侵害された場合(以下「人権侵害」という。) における被害者の救済
  - 2 推進委員の定数は、2人とし、その構成は、男女各1人とする。
  - 3 推進委員は、男女共同参画施策に関して優れた 識見を有し、性別による差別の解決に熱意があ り、社会的信望の厚い者のうちから、町長が委 嘱する。

(職務)

- 第18条 推進委員は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項 第1号に規定する苦情を処理するための調査又は 勧告等を行うこと。
  - (2) 申出又は推進委員の発意に基づき、前条第1項 第2号に規定する救済を処理するための調査、勧 告又は要請等を行うこと。
  - (3) 制度改善のための意見を表明すること。
  - (4) 勧告、要請又は意見表明等の内容を公表すること。

(独任制)

- 第19条 推進委員は、独立してその職務を行う。ただし、重要な事項については、合議を要する。 (代表推進委員)
- 第20条 推進委員の互選により、代表推進委員を定める。
- 2 代表推進委員は、合議事項につき推進委員を代表する。

(任期)

- 第21条 推進委員の任期は、3年とする。ただし、 補欠推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 推進委員は、再任されることができる。ただし、 推進委員の任期は、通算して6年を超えることができない。

- 第22条 推進委員は、男女共同参画及び人権の擁護者として、公平かつ公正にその職務を遂行しなければならない。
- 2 推進委員は、その職務上の地位を政治的目的、営利目的等のために利用してはならない。 (兼職の禁止)
- 第23条 推進委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。
- 2 推進委員は、町と取引関係のある法人その他の団体の役員又は推進委員の公平かつ公正な職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある職業等と兼ねることができない。

(守秘義務)

- 第24条 推進委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も、同様とする。 (身分の保障)
- 第25条 推進委員は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、委嘱を解くことができない。
  - (1) 心身の故障等のために職務の遂行ができないと認められる場合
  - (2) 職務上の義務に違反した場合
  - (3) その他推進委員として著しく不適切な言動等があると認められる場合

(関係機関等との連携)

第26条 推進委員は、その職務の遂行に当たつて は、町、県及び国の関係機関又は民間の関係団体と 連携を図るよう努めなければならない。

第4章 苦情及び救済の申出の処理(苦情及び救済の申出)

第27条 町民及び事業者等は、推進委員に対し、町

- が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置について、苦情の申出をすることができる。
- 2 何人も、町、町民又は事業者等から性別による人権侵害を受けたときは、推進委員に救済の申出をすることができる。

(推進委員の処理の対象としない事項)

- 第28条 前条に定める苦情又は救済の申出(以下 「苦情等の申出」という。)が次の各号に掲げる事 項のいずれかに該当するときは、前条の規定にかか わらず、推進委員の処理の対象としない。
  - (1) 判決、裁決等により確定した事案に関する事項
  - (2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において審査請求の審理中の事案に関する事項
  - (3) 国会又は地方公共団体の議会に請願、陳情等 を行つている事項
  - (4) 推進委員が行つた苦情等の申出の処理に関す る事項
  - (5) その他処理することが適当でないと推進委員が認める事項
- 2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出 人に対し、理由を付した書面により、延滞なく通知 しなければならない。

(調査)

- 第29条 推進委員は、苦情等の申出があつたときは、必要な調査を行うものとする。この場合において、必要と認めるときは、関係人から事情を聴取し、記録の提出を求め、又は実地調査を行うことができる。
- 2 前項後段の場合においては、推進委員は、あらかじめ、当該関係人に通知しなければならない。
- 3 町は、第1項の調査を拒んではならない。
- 4 町民及び事業者等は、第1項の調査に協力するよう努めなければならない。

(推進委員の処理の中止)

- 第30条 推進委員は、処理を開始した後において苦情等の申出が第28条第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき又は申出に理由がないと認めるときは、処理を中止するものとする。
- 2 前項の場合において、推進委員は、苦情等の申出 人に対し、理由を付した書面により、遅滞なく通知 しなければならない。

(是正又は改善の勧告)

- 第31条 推進委員は、第27条第1項の苦情の申出が あつた場合において、町の施策又は措置が男女共同 参画の推進を阻害するものと認めるときは、町の機 関に対し、是正又は改善の措置を講ずるよう勧告 (以下「是正勧告」という。)をすることができ る。
- 2 是正勧告を受けた当該機関は、当該是正勧告を尊重しなければならない。
- 3 推進委員は、必要があると認めるときは、当該機 関に対し、どのような措置を講じたかについての報 告を期限を定めて求めることができる。
- 4 推進委員は、是正勧告及び前項の報告を遅滞なく 苦情の申出人に通知するとともに、これを公表しな ければならない。ただし、公表に当たつては、プラ

イバシー等人権に必要な配慮がなされなければならない。

(救済勧告)

- 第32条 推進委員は、第27条第2項の救済の申出 (町に係るものに限る。)があつた場合において、 町が性別による差別その他の人権侵害を行つたと認 めるときは、被害を受けた者に対し、必要な助言そ の他の支援を行い、町の機関に対し、人権侵害を排 除し、又は抑止する等の救済の措置を講ずるよう勧 告(以下「救済勧告」という。)をすることができ る。ただし、救済勧告は、推進委員の合議を要す る。
- 2 救済勧告を受けた当該機関は、当該救済勧告を尊重しなければならない。
- 3 第1項の場合において、前条第4項の規定を準用する。

(制度改善のための意見表明)

- 第33条 推進委員は、苦情等の申出(町に係るものに限る。)があつた場合において、法令の定め、地方公共団体の権限の制約その他正当な理由により、町の施策又は措置を直ちに是正し、又は改善することが困難であると認めるときは、制度改善のための意見表明(以下「意見表明」という。)をすることができる。ただし、意見表明は、推進委員の合議を要する。
- 2 前項の場合において、第31条第4項の規定を準用する。

(町以外のものによる人権侵害の救済措置)

- 第34条 推進委員は、第27条第2項の救済の申出 (町に係るものを除く。)があり、調査の結果、必 要があると認めるときは、人権侵害により被害を受 けた者を救済するため必要な助言その他の支援を行 うとともに、救済の申出に係る状況を是正するた め、町長に報告し、町長が改善のための要請を行う よう求めることができる。
- 2 前項の場合において、推進委員は、救済の申出人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。
- 3 推進委員は、次条第1項の要請にもかかわらず、 救済の申出に係る状況が改善されていないと認める ときは、町長に対し、人権侵害に係る状況を公表す るよう求めることができる。
- 4 第1項の規定による報告及び要請の求め並びに前項の規定による公表の求めは、推進委員の合議を要する。

(町長の要請及び公表)

- 第35条 町長は、前条第1項の要請を求められたと きは、関係人に対し、改善のための要請を行うこと ができる。
- 2 町長は、前条第3項の規定による公表を求められ たときは、人権侵害に係る状況の必要な事項につい て公表をすることができる。
- 3 前2項に規定する場合において、町長は、推進委 員の求めを尊重しなければならない。
- 4 町長は、第2項の規定により公表しようとすると きは、あらかじめ当該公表に係る町民又は事業者等 に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 5 町長は、第1項の要請及び第2項の公表を行つたと

きは、推進委員に対し、遅滞なくその内容を通知し なければならない。

(自己の発意による苦情等の処理)

- 第36条 推進委員は、必要があると認めるときは、 自己の発意に基づく事案につき、調査を行い、必要 な措置を執ることができる。
- 2 前項の場合において、次項に定めるもののほか、 第29条及び第31条から第34条までの規定を準用 する。ただし、推進委員の合議を要する。
- 3 推進委員は、自己の発意に基づく人権侵害に係る 事案につき、調査を行うときは、人権侵害により被 害を受けたと認められる者の同意を得るものとす る。
- 4 町長は、推進委員の発意に基づく事案につき、前条第1項の要請及び同条第2項の公表を行うときは、人権侵害により被害を受けたと認められる者の同意を得るものとする。

第5章 桂川町男女共同参画施策推進協議会 (桂川町男女共同参画施策推進協議会の設置)

- 第37条 町における男女共同参画の推進を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、桂川町男女共同参画施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。
- 2 協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

第6章 雑則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行前に男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定により 策定した桂川町男女共同参画基本計画(平成28年3月策定)は、第10条の基本計画とみなす。

附 則(平成29年条例第12号) この条例は、公布の日から施行する。

### 2 桂川町男女共同参画施策推進協議会設置要綱

〇桂川町男女共同参画施策推進協議会設置要綱

告示第88号 平成27年5月22日

桂川町要綱第12号 (関係

#### (設置)

第1条 本町における男女の人権の尊重と男女共同参画社会の実現を目指して、男女共同参画に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、桂川町男女共同参画推進条例(平成29年条例第1号)第37条の規定に基づき、桂川町男女共同参画施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。(所掌事務)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1)男女共同参画基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策の推進に関すること。
- (3) その他、必要と認められる事項に関すること。 (組織)
- 第3条 協議会は、おおむね委員10人をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
- (1) 町議会議員
- (2) 各種団体が推薦する者
- (3) 公募による町民(町内で働く者を含む)
- (4) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 その職にあることにより、委員になった者が当該職を辞任したときは、委員の職も辞任したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、 会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くこと

ができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 協議会において必要と認めるときには、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年要綱第11号)

この要綱は、平成29年6月20日から施行する。

### 3 福岡県男女共同参画推進条例

○福岡県男女共同参画推進条例

平成十三年十月十九日 福岡県条例第四十三号

#### 目次

第一章 総則(第一条~第七条)

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第八条~第二十一条)

第三章 福岡県男女共同参画審議会(第二十二条) 第四章 雑則(第二十三条)

附則

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女の人権が平等に尊重され、かつ、男女が責任を分かち合いながら生きがいを持って、少子高齢化等の社会経済情勢の急速な変化に対応できる活力ある地域社会を築いていくことの重要性にかんがみ、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
- 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女 間の格差を改善するため必要な範囲内において、男 女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供 することをいう。
- 三 性的言動による生活等侵害行為 性的な言動に対する相手方の対応に応じて不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害する行為をいう。 (基本理念)
- 第三条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。
- 男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重されること。
- 二 男女が自らの意思と責任の下に、個人としてその 能力を十分に発揮する機会が確保されること。
- 三 男女が職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、対等な構成員として参画する

機会が確保され、かつ、男女が共に責任を担うこと。(県の責務)

- 第四条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」 という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関す る施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総 合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、国、市町村、事業者及び県民と連携しつつ、自ら率先して取り組むものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

- 第六条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念に のっとり、男女共同参画の推進に積極的に取り組む とともに、県が実施する男女共同参画の推進に関す る施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の 均等な機会及び待遇を確保するとともに、育児、介 護その他の家庭における役割を果たしながら職業生 活を営むことができるよう職場環境等の整備に努め なければならない。
- 3 事業者は、多様な経験を有する個人の能力が事業活動において発揮されることの重要性にかんがみ、 育児又は介護を行うこと等を理由として退職した者が、再び雇用の場において、その能力を発揮できるよう配慮しなければならない。

(暴力的行為等の禁止)

- 第七条 何人も、配偶者等への暴力、性的言動による 生活等侵害行為その他男女間の人権の軽視に起因す る行為であって相手方に身体的又は精神的な苦痛を 与える行為をしてはならない。
- 第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策 (施策に対する配慮)
- 第八条 県は、その実施する施策の全般にわたり、男 女共同参画の推進に配慮しなければならない。 (普及啓発等)
- 第九条 県は、県民及び事業者が男女共同参画についての理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に向けた取組を積極的に行うことができるように、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画の日)

第十条 県は、県民及び事業者が男女共同参画につい

て広く理解を深め、男女共同参画に関する取組への 意欲を高めるため、男女共同参画の日を設ける。

- 2 男女共同参画の日は、十一月の第四土曜日とする。
- 3 知事は、男女共同参画の日において、男女共同参画の推進に関して著しく功績のあったものを表彰することができる。

(教育及び学習の機会の提供)

第十一条 県は、県民が男女共同参画についての関心 と理解を深めることができるように、必要な教育及 び学習の機会を提供するものとする。

(家庭生活に関する措置)

第十二条 県は、家族を構成する男女が育児、介護その他の家庭における役割を協力して担うことができるように、情報提供その他の必要な措置を講するよう努めるものとする。

(雇用の分野における措置)

第十三条 県は、事業者が第六条第二項及び第三項に 規定する責務を円滑に果たすことができるように、 情報提供、相談その他の必要な措置を講するよう努 めるものとする。

(暴力的行為等の防止)

第十四条 県は、第七条に規定する行為を防止するため、情報提供、相談その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村への協力)

第十五条 県は、市町村において、男女共同参画の推進に関する計画及び施策の策定等が円滑になされるように、情報提供その他の必要な協力を行うよう努めるものとする。

(調査研究)

第十六条 県は、男女共同参画を推進するため必要な 調査研究を行うものとする。

(苦情の申出)

- 第十七条 知事は、県が実施する施策について、県民 又は事業者から、男女共同参画に係る苦情の申出が あった場合は、当該申出を適切に処理するよう努め るものとする。
- 2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合に おいて、必要と認めるときは、福岡県男女共同参画 審議会の意見を聴くものとする。

(相談)

第十八条 知事は、性別による差別的取扱いその他の 男女共同参画を阻害する行為に係る 事案について、 県民からの相談があった場合は、関係機関と連携し て、当該相談を適切に処理するよう努めるものとす る。

(財政上の措置)

第十九条 県は、男女共同参画の推進に必要な財政上 の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及 び男女共同参画の推進に関する施策についての報告 書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画計画)

第二十一条 知事は、男女共同参画の推進に関する施 策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同 参画の推進に関する基本的な計画(以下「男女共同

参画計画」という。 )を策定しなければならない。

2 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、 広く県民の意見を反映させるよう努めなければなら ない。

- 3 知事は、男女共同参画計画の策定に当たっては、 福岡県男女共同参画審議会の意見を聴かなければな らない。
- 4 知事は、男女共同参画計画を策定したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前三項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

第三章 福岡県男女共同参画審議会

- 第二十二条 県に福岡県男女共同参画審議会(以下 「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。
- 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する 基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- 二 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の 実施状況について意見を述べること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 3 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織 する。
- 4 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の 十分の四未満であってはならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雜則 (委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規 則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 4 男女共同参画社会基本法

〇男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日 法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則(第一条~第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策(第十三条〜第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条~第二十 八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等 我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上 で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分か ち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分 に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、 緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理 念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、 地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関 する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法 律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社 会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参 画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、 地方公共団体及び国民の責務を明らかにするととも に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 基本となる事項を定めることにより、男女共同参画 社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目 的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
- 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女 間の格差を改善するため必要な範囲内において、男 女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供 することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の 対等な構成員として、国若しくは地方公共団体にお ける政策又は民間の団体における方針の立案及び決 定に共同して参画する機会が確保されることを旨と して、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、 家族の介護その他の家庭生活における活動について 家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当 該活動以外の活動を行うことができるようにするこ とを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会に おける取組と密接な関係を有していることにかんが み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に 行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

- 第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女 共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じ た施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性 に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。 (国民の責務)
- 第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、 男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなけ

ればならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上 の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会 の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策についての報告を提出しな ければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的施策

(男女共同参画基本計画)

- 第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計 画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定 めなければならない。
- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が あったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を 公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更に ついて準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案 して、当該都道府県の区域における男女共同参画社 会の形成の促進に関する施策についての基本的な計 画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。) を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ず べき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の 大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男 女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域にお ける男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に ついての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画 計画」という。)を定めるように努めなければなら ない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、 及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の 形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形 成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情 の処理のために必要な措置及び性別による差別的取 扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要 因によって人権が侵害された場合における被害者の 救済を図るために必要な措置を講じなければならな い。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会 議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に 規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係 各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促 進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事 項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に 関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が

男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の 総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方 の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の 四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。 (議員の任期)
- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年 とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残 任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために 必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対 し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、 意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることが できる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。 (政令への委任)
- 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織 及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項 は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (男女共同参画審議会設置法の廃止)
- 第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第 七号)は、廃止する。

(経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第 一項の規定により任命された男女共同参画審議会の 委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三 条第一項の規定により、審議会の委員として任命さ れたものとみなす。この場合において、その任命さ れたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規

- 定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。
- 附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号)抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行 する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号 に定める日から施行する。

- 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に 掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その 他の職員である者(任期の定めのない者を除く。) の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定 めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に 満了する。
- ーから十まで 略
- 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に 法律で定める。
- 附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、 平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各 号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行す る。
- 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

### 5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関す る法律

平成十三年四月十三日 法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条 〜第五条)

第三章 被害者の保護(第六条〜第九条の二)

第四章 保護命令(第十条~第二十二条)

第五章 雑則(第二十三条~第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を も含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者 の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、 配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、 経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を 加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の 妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の 実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被 害者を保護するための施策を講ずることが必要である。 このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めて いる国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、 自立支援等の体制を整備することにより、配偶者から の暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律 を制定する。

#### 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を

含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事 実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離 婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。 (国及び地方公共団体の責務)

- 第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を 防止するとともに、被害者の自立を支援することを 含め、その適切な保護を図る責務を有する。
- 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (基本方針)
- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次 条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町 村基本計画の指針となるべきものを定めるものとす る。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都 道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護のための施策の実施に関する基本的な計画 (以下この条において「都道府県基本計画」とい う。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を 定めるものとする。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため の施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護 のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府 県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要 な助言その他の援助を行うよう努めなければならな い。
- 第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)
- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相 談所その他の適切な施設において、当該各施設が配 偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすよ うにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の 緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、 就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利 用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、 情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助 を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、 情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の 援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な 指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の 保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当 たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病に

- かかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 二項の規定により通報することを妨げるものと解釈 してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。
- (配偶者暴力相談支援センターによる保護についての 説明等)
- 第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が 行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九 年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二 十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めると ころにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配 偶者からの暴力による被害の発生を防止するために 必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道 警察本部の所在地を包括する方面を除く方面につい ては、方面本部長。第十五条第三項において同じ。) 又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者 から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止する ための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を 相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受け ている者に対し、国家公安委員会規則で定めるとこ ろにより、当該被害を自ら防止するための措置の教 示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止 するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものと

する。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る 職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を 受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう 努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し 害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この 章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章 において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴 力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更 なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する 暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚 姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であ った者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十 二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者 からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合に あっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶 者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者 が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあ っては、当該配偶者であった者から引き続き受ける 身体に対する暴力。同号において同じ。)により、 その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大 きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、そ の生命又は身体に危害が加えられることを防止する ため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離 婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三 号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。 ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての 時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共 にする場合に限る。
- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の 規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、 被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が 加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、 命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令 の効力が生じた日から起算して六月を経過する日ま での間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの 行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- ー 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を 告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない 場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ 装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信す ること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前 六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を 用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る 状態に置くこと。
- 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がそ の成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第 十二条第一項第三号において単に「子」という。) と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を 連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその 他の事情があることから被害者がその同居している 子に関して配偶者と面会することを余儀なくされる ことを防止するため必要があると認めるときは、第 一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発 した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又 は身体に危害が加えられることを防止するため、当 該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号 の規定による命令の効力が生じた日から起算して六 月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶 者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下こ の項において同じ。)、就学する学校その他の場所 において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の 住居、就学する学校その他その通常所在する場所の 付近をはいかいしてはならないことを命ずるものと する。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、 その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被 害者の親族その他被害者と社会生活において密接な 関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶 者と同居している者を除く。以下この項及び次項並 びに第十二条第一項第四号において「親族等」とい う。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言 動を行っていることその他の事情があることから被 害者がその親族等に関して配偶者と面会することを 余儀なくされることを防止するため必要があると認 めるときは、第一項第一号の規定による命令を発す る裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てによ り、その生命又は身体に危害が加えられることを防 止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じ た日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日 から起算して六月を経過する日までの間、当該親族 等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている 住居を除く。以下この項において同じ。)その他の 場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は 当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する 場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずる

ものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- ー 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力 又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による 命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次 に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員 に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は 援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実 があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職 員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び 場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第 五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合に は、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げ る事項についての申立人の供述を記載した書面で公 証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条 ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければな らない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件に

ついては、速やかに裁判をするものとする。 (保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲 げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配 偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に 対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求め た際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を 記載した書面の提出を求めるものとする。この場合 において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当 該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者 暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援 助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書 に当該事実に係る第十二条第一項第五号イから二ま でに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官 は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、 当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援 センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴 力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、 申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは 保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援セ ンター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。 (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対して は、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消 しの原因となることが明らかな事情があることにつ き疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立て により、即時抗告についての裁判が効力を生ずるま での間、保護命令の効力の停止を命ずることができ る。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所

も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 二項から第四項までの規定による命令が発せられて いるときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも 命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定 による命令を発した裁判所が前項の規定により当該 命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項 の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定 の適用については、同条第一項各号列記以外の部分

中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号 及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文 の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」 とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに 第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同 項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは 「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八 条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、 裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に 関する事項の証明書の交付を請求することができる。 ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関 し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の 指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達が あるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、 保護命令に関する手続に関しては、その性質に反し ない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の 規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令 に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則 で定める。

第五章 雜則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、 捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において 「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当 たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境 等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わず その人権を尊重するとともに、その安全の確保及び 秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う 民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支 弁しなければならない。
- 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を 行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる 費用を除く。)
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦 人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければ ならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる 費用の十分の五以内を補助することができる。
- 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用 のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 (省略)

第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

- 第三条 この法律の規定については、この法律の施行 後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案 し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措 置が講ぜられるものとする。
- 附 則 (平成一六年六月二日法律第六十四号) (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた 後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する 不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすも のと同一の事実を理由とするこの法律による改正後 の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す る法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二 号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最 初にされるものに限る。)があった場合における新 法第十八条第一項の規定の適用については、同項中 「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

- 第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 附 則 (平成十九年七月十一日法律第百十三号) 抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 附 則 (平成二十五年七月三日法律第七十二号) 抄 (施行期日)
- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
- 附 則 (平成二十六年四月二十三日法律第二十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号

に定める日から施行する。

- \_ 略
- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、 第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平 成二十六年十月一日
- 附 則 (令和元年六月二十六日法律第四十六号)抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。
- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公 布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

- 第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。 (検討等)
- 第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施 行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項 の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者か らの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項 までの規定による命令の申立てをすることができる 同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について 検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ず るものとする。
- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後 三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者 の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶 者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生 のための指導及び支援の在り方について検討を加え、 その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 平成二十七年九月四日 法律第六十四号

#### 目次

第一章 総則(第一条~第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針 (第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条~第十八 条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進する ための支援措置(第二十二条~第二十九条)

第五章 雑則(第三十条~第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条~第三十九条)

附則

第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業 生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能 力を十分に発揮して職業生活において活躍すること (以下「女性の職業生活における活躍」という。) が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画 社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理 念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進 について、その基本原則を定め、並びに国、地方公 共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、 基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業 生活における活躍を推進するための支援措置等につ いて定めることにより、女性の職業生活における活 躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が 尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の 需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応で きる豊かで活力ある社会を実現することを目的とす る。

#### (基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職

業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、 女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の 意思が尊重されるべきものであることに留意されな ければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の 職業生活における活躍の推進についての基本原則 (次条及び第五条第一項において「基本原則」とい う。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の 推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施 しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、 又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活 に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職 業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備 その他の女性の職業生活における活躍の推進に関す る取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は 地方公共団体が実施する女性の職業生活における活 躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつー体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策 に関する次に掲げる事項
- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な 環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の 決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定が あったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなけれ

ばならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

- 第一節 事業主行動計画策定指針
- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる 事項につき、事業主行動計画の指針となるべきもの を定めるものとする。
- ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、 遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項 を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即 して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で 定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう 努めなければならない。これを変更したときも、同 様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般 事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合 について、第四項から第六項までの規定は前項に規 定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又 は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品 等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付して はならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各 号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取 り消すことができる。
- 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したと き。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。 (基準に適合する認定一般事業主の認定)
- 第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申 請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、 当該事業主について、女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した 一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一 般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確 保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号) 第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児 休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の 福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二 十九条に規定する業務を担当する者を選任している こと、当該女性の職業生活における活躍の推進に関 する取組の実施の状況が特に優良なものであること その他の厚生労働省令で定める基準に適合するもの である旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

- 第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。
- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めると ころにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活 における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公 表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

- 第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働 大臣の定める表示を付することができる。
- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用 する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

- 第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
- 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚 偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律 に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。 (委託募集の特例等)
- 第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組

- の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規 定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同 項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に 従事しようとするときは、厚生労働省令で定めると ころにより、募集時期、募集人員、募集地域その他 の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定め るものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定 による届出があった場合について、同法第五条の三 第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四 十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、 第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条 第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の 規定による届出をして労働者の募集に従事する者に ついて、同法第四十条の規定は同項の規定による届 出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の 供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規 定はこの項において準用する同条第二項に規定する 職権を行う場合について、それぞれ準用する。この 場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の 募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生 活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項 の規定による届出をして労働者の募集に従事しよう とする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働 者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるの は「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第 二項の相談及び援助の実施状況について報告を求め

ることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又 はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、 事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組 の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は 変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主 行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなけれ ばならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組 を実施するとともに、特定事業主行動計画に定めら れた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に 対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働 省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は 営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事 業における女性の職業生活における活躍に関する前 項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定 期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公 素)

- 第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- その任用し、又は任用しようとする女性に対する 職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立 に資する勤務環境の整備に関する実績
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するため の支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を 推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を 営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の 関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の 情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう 努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、 当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件

の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活 における活躍の推進について、国民の関心と理解を 深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発 活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

- 第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の 職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業 を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項 の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他 の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体 の区域内において第二十二条第三項の規定による事 務の委託がされている場合には、当該委託を受けた 者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- ー 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、 内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しな ければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の 事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会 の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 (協議会の定める事項) 第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定 による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八 条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項 に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事 業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七 項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による 勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこ れに従わなかったときは、その旨を公表することが できる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、 第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する 厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるとこ ろにより、その一部を都道府県労働局長に委任する ことができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律 の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

- 第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者 第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六 月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三 十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三 十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三 十万円以下の罰金に処する。
- 第十条第二項(第十四条第二項において準用する 場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五 十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報 告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五 十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせ

ず、若しくは虚偽の陳述をした者

- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五 十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理 人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業 務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反 行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人 又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処す る。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、 第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を 除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並 びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日か ら施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、 その効力を失う。
- 2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に 従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密に ついては、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含 む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定す る日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用 については、この法律は、第一項の規定にかかわら ず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。 (政令への委任)
- 第三条 前条第二項から第四項までに規定するものの ほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政 令で定める。

(検討)

- 第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 附 則 (平成二十九年三月三十一日法律第十四号) 抄

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日二・三 略
- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八 条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項

及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項 の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の 五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限 る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休 業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条 の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第 十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法 (昭和二十八年法律第百八十二号) 第十条第十項第 五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条 の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。) の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等 に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三 十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第 四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四 条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の 十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条 の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項 の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、第 二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定 並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。) の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

- 第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)
- 第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
- 附 則 (令和元年六月五日法律第二十四号)抄 (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超 えない範囲内において政令で定める日から施行する。 ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め る日から施行する。
- 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の 雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四 条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公 布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超え ない範囲内において政令で定める日
- (罰則に関する経過措置)
- 第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

- 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施 行に関して必要な経過措置は、政令で定める。 (検討)
- 第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の 状況について検討を加え、必要があると認めるとき は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものと する。

# 7 男女共同参画の推進に関する年表

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
1975年 (昭50年)	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メ キシコ・シティ)で「世 界行動計画」を採択	・婦人問題企画推進本部発 足 ・総理府婦人問題担当室設 置	
1976年 (昭51年)	・「国連婦人の10年」始まる (1976年~1985年)	<ul><li>・「民法」改正(離婚後の氏の選択自由など)</li><li>・第1回日本婦人問題会議(労働省)</li></ul>	
1977年 (昭52年)		<ul><li>・国内行動計画策定</li><li>・国立婦人教育会館が嵐山町に開館</li></ul>	
1978年 (昭53年)			<ul><li>「婦人関係行政推進会議」 設置</li><li>「福岡県婦人問題懇話会」 設置</li></ul>
1979年 (昭54年)	・第34回国連総会で「女子 差別撤廃条約」採択		• 「婦人対策室」設置
1980年 (昭55年)	・「国連婦人の10年」中間 年世界会議開催(コペン ハーゲン)-女子差別撤 廃条約の署名式	・「民法」改正(配偶者の法 定相続分1/3→1/2)	<ul><li>・婦人問題懇話会「婦人の 地位向上に関する提言」 提出</li><li>・「福岡県行動計画」策定</li></ul>
1981年 (昭56年)	・ILO第156号条約(男女 労働者特に家庭的責任を 有する労働者の機会均等 及び均等待遇に関する条 約)の採択(ILO総会)	・国内行動計画後期重点目 標発表	
1982年 (昭57年)			・「福岡県行動計画」改訂 ・婦人問題懇話会「福岡県 行動計画の展開と課題」 報告書提出
1985年 (昭60年)	・「国連婦人の10年」最終年世界会議開催(ナイロビ)ー「ナイロビ将来戦略」採択・NGOフォーラム開催	<ul><li>・「女子差別撤廃条約」批准</li><li>・「男女雇用機会均等法」成立</li><li>・「労働基準法」改正(女性の深夜勤務の例外拡大、生理休暇規定の縮小など)</li></ul>	・婦人問題懇話会「婦人の 地位向上に関する提言」 提出
1986年 (昭61年)		• 「男女雇用機会均等法」施行	<ul><li>・「婦人対策室」が「婦人対策 課」へ組織改正</li><li>・第2次行動計画策定</li></ul>
1987年 (昭62年)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画」策定	・婦人問題懇話会「婦人の 地位向上に関する提言」 提出
1988年 (昭63年)		•「改正労働基準法」施行	
1989年 (平元年)		<ul><li>学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修など)</li></ul>	
1990年 (平2年)	・「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択(国連・経済社会理事会) ・LO第171号条約(夜業に関する条約)採択(LO総会)		

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
1991年 (平3年)		・「西暦2000年に向けての 新国内行動計画(第1次 改定)」策定 ・「育児休業法」成立	<ul><li>・婦人問題懇話会提言提出</li><li>・「婦人関係行政推進会議」から「女性行政推進会議」へ、「婦人問題懇話会」から「女性政策懇話会」へ、「婦人対策課」から「女性政策課」から「女性政策課」へ名称変更</li></ul>
1992年 (平4年)		・初の婦人問題担当大臣設 置	
1993年 (平5年)	<ul><li>・世界人権会議(ウイーン)</li><li>・「女性に対する暴力撤廃宣言」採択(国連総会)</li></ul>	・「パートタイム労働法」成立	
1994年 (平6年)	・ILO第175号条約(パートタイム労働に関する条約)採択(ILO総会) ・国際人口・開発会議開催(カイロ)	<ul><li>総理府男女共同参画室発足</li><li>内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置</li></ul>	
1995年 (平7年)	・社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ・第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択	・「育児・介護休業法」成立、施行・ILO第156号条約(家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)批准	・女性政策懇話会提言「行動 計画策定に向けて」提出
1996年 (平8年)		・「男女共同参画ビジョン」 答申 ・「男女共同参画2000年プ ラン」策定	・第3次「福岡県行動計画」 策定 ・「福岡県女性総合センタ ー」開館
1997年 (平9年)		<ul> <li>・「労働基準法」改正(女子保護規定の廃止など)</li> <li>・「男女雇用機会均等法」改正(セクハラについての事業主配慮義務を規定など)</li> <li>・「男女共同参画審議会設置法」及び「男女共同参画審議会設置法」及び「男女共同参画を対しる参画を対しるが女性局、審議会令」公布</li> <li>・労働省婦人の年室が女性の年室に名称変更</li> <li>・「介護保険法」成立</li> </ul>	
1999年 (平11年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条 約選択議定書」採択	・「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する人事院規則」施行・「男女共同参画社会基本法」成立、施行	
2000年 (平12年)	・国連特別総会「女性 2000年会議」開催(ニューヨーク)	<ul><li>・「男女共同参画基本計画」 策定</li><li>・「ストーカー行為等の規制 等に関する法律」成立</li></ul>	・「福岡県男女共同参画社会 づくり検討委員会」設置

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
2001年 (平13年)		<ul> <li>・内閣府に男女共同参画局設置</li> <li>・男女共同参画会議設置</li> <li>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(通称DV防止法)成立</li> <li>・「男女共同参画週間」設定(6月23日~29日)</li> </ul>	<ul> <li>「女性政策課」が「男女共同参画推進課」へ組織改正</li> <li>「女性行政推進会議」が「男女共同参画行政推進会議」へ名称変更</li> <li>「福岡県男女共同参画社会づくり検討委員会」提言</li> <li>「福岡県男女共同参画推進条例」公布、施行</li> </ul>
2002年 (平14年)		•「DV防止法」全面施行	•「福岡県男女共同参画審議会」設置 ・「福岡県男女共同参画計画」策定
2003年 (平15年)		<ul><li>・「性同一性障害者の性別の 取扱いの特例に関する法 律」成立</li><li>・「次世代育成支援対策推進 法」成立</li></ul>	・「福岡県女性総合センター」が「福岡県男女共同参画センター」へ名称変更
2004年 (平16年)		・「DV防止法」改正(暴力の定義拡大など) ・「育児・介護休業法」改正 (育児休業期間の延長など)	
2005年 (平17年)	・「北京+10」(第49回国 連婦人の地位委員会)開 催	・「男女共同参画基本計画 (第2次)」を閣議決定	・福岡県男女共同参画審議 会「第2次福岡県男女共 同参画計画についての考 え方」答申
2006年 (平18年)		・「男女雇用機会均等法」改正(女性に対する差別だけでなく、男女の両方を対象として性差別を禁止、妊娠、出産などを理由とする不利益取扱いの禁止など)	<ul><li>・「第2次福岡県男女共同参画計画」策定</li><li>・「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li></ul>
2007年 (平19年)		・「DV防止法」改正(保護命令の拡充など) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和 和推進のための行動指針」 策定	
2009年 (平21年)		<ul><li>・「育児·介護休業法」改正 (短時間勤務制度の義務 付けなど)</li><li>・女子差別撤廃委員会の最 終見解公表</li></ul>	
2010年 (平22年)	・「北京+15」(第54回国 連婦人の地位委員会)開 催	・「男女共同参画基本計画 (第3次)」を閣議決定	・福岡県男女共同参画審議 会「第3次福岡県男女共 同参画計画についての考 え方」答申

年	世界の動き	国の動き	福岡県の動き
2011年 (平23年)			<ul><li>・「第3次福岡県男女共同参画計画」策定</li><li>・「第2次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li></ul>
2013年 (平25年)		<ul><li>「DV防止法」改正(適用対象範囲の拡大など)</li><li>「日本再興戦略」策定</li></ul>	
2014年 (平26年)	・「男女共同参画及び女性の エンパワーメントに関す るアジア太平洋会合」開催	・『「日本再興戦略」改訂 2014-未来への挑戦-』 を閣議決定	
2015年 (平27年)	・「北京+20」(第59回国 連婦人の地位委員会)開 催	・『「日本再興戦略」改訂 2015-未来への投資・生産性革命-』を閣議決定 ・「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 成立 ・「男女共同参画基本計画 (第4次)」を閣議決定	<ul><li>福岡県男女共同参画審議会「第4次福岡県男女共同参画計画についての考え方」答申</li></ul>
2016年 (平28年)	・「APEC女性と経済フォー ラム」(リマ)開催	・「育児・介護休業法」改正 (介護休業の分割取得が 可能、介護休業給付金の 引き上げなど) ・「男女雇用機会均等法」改 正(妊娠出産、育児休業 取得などを理由とする嫌 がらせ防止措置の新設) ・「女性の活躍推進のための 開発戦略」策定 ・「女性活躍加速のための重 点方針2016」策定	<ul><li>・「第4次福岡県男女共同参画計画」策定</li><li>・「第3次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li></ul>
2017年 (平29年)	・「APEC女性と経済フォー ラム」(フエ)開催	・「女性活躍加速のための重 点方針2017」策定	
2018年 (平30年)	・「APEC女性と経済フォー ラム」(ポートモレスビ ー)開催	<ul><li>・「政治分野における男女共同参画に関する法律」公布、施行</li><li>・「女性活躍加速のための重点方針2018」策定</li></ul>	
2019年 (令和元年)	・「APEC女性と経済フォー ラム」(ラ・セレナ)開催	・「女性の職業生活における 活躍の推進に関する法律」 改正(一般事業主行動計画 策定義務の対象拡大など)	
2020年(令和2年)	<ul><li>「APEC女性と経済フォーラム」(マレーシア主催のオンライン) 開催</li><li>「北京+25」(第64回国連婦人の地位委員会) 開催</li></ul>	・「男女共同参画基本計画 (第5次)」を閣議決定	<ul><li>福岡県男女共同参画審議会「第5次福岡県男女共同参画計画の考え方について」答申</li></ul>
2021年 (令和3年)			<ul><li>「第5次福岡県男女共同参画計画」策定</li><li>「第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定</li></ul>

## 8 桂川町男女共同参画施策推進協議会委員名簿

選出団体等名	役職名		氏名		備考	
桂川町議会	文教厚 委	生委員	員会 員	◎昔川	紀代子	
桂川町社会福祉協議会	事務	局	長	三宅	浩志	
     桂川町教育委員会	教育	委	員	〇畠中	聡子	平成31年4月1日~ 令和2年12月15日
(性川町)教育安良云 	教育	委	員	原野	正和	令和2年12月16日~ 令和3年3月31日
桂川町区長会	×		長	佐藤	秀男	
桂川町民生児童委員協議会	民 生児 童	委委	員員	北原	純子	
桂川町人権擁護委員会	人権接	誰護孝	ま 員	島田	つねよ	
公募委員				白石	奈緒美	

◎:会長 ○:副会長

任期:平成31年4月1日~令和3年3月31日

## 9 計画策定の経緯

В	程	協議会	議題等
令和2年	9月25日	第1回協議会	計画策定の趣旨と方法の説明
令和2年1	0月30日	第2回協議会	調査結果の報告
令和2年1	2月 1日	第3回協議会	計画骨子案の説明、協議
令和3年	1月22日	第4回協議会	計画素案の説明、協議
パブリック	パブリックコメント(令和3年3月5日~3月18日)		

## 桂川町 第2期男女共同参画基本計画

発行年月 令和3年3月

編集・発行 桂川町 健康福祉課 高齢者・女性係 〒820-0693 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居 361 番地

 $\mathsf{TEL} : 0948\text{-}65\text{-}0001 \diagup \mathsf{FAX} : 0948\text{-}65\text{-}0078$ 

 $\hbox{E--mail}: kore isha-jose i @town. keisen. fukuoka. jp\\$ 



桂川町第2期男女共同参画基本計画

令和3年3月

桂川町